

令和4年塩尻市議会3月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和4年3月14日（月） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第19号 令和4年度塩尻市一般会計予算

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	小林 貴裕 君

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから3月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席しております。

先週の11日に引き続き、予算の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、一問一答による質問、答弁を心がけていただき、発言に際しては必ずマイクを使用してください。

また、1時間を目安に10分程度の休憩を入れますが、入退は自由に行ってください。

議案第 19 号 令和 4 年度塩尻市一般会計予算

○委員長 それでは、3 款民生費 1 項社会福祉費 147 ページから 164 ページまでの説明を求めます。

○福祉課長 それでは、予算書 147、148 ページをお開きください。予算説明資料は 13 ページからとなります。それでは、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、4 つ下の白丸、地域福祉推進事業 5,390 万 8,000 円ですが、7 つ目の黒ポツ、地域福祉計画策定業務委託料は、市民の誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるために、地域の支え合いを主とした地域福祉計画の策定を、令和 4 年度、令和 5 年度、2 年かけて策定していくことにしています。

次の白丸、民生委員等活動推進費 2,842 万 2,000 円ですが、次のページの一番上の黒ポツ、民生委員推薦委員会報酬 9 人分及びその下の民生委員退職記念品代は、本年 12 月に民生児童委員が改正となるため、市の推薦会の開催と退任される民生児童委員の記念品代等となります。

次の白丸、福祉団体等活動推進費 463 万 6,000 円ですが、保護司会、障害者団体、遺族会連合会などの福祉団体の福祉活動を支援するため、補助金を交付するものです。一番下の黒ポツ、檜川外出支援事業補助金は、有償運送を事業として檜川地区の高齢者や障がい者に対する外出支援を実施しています NPO 法人ビレッジならかわへの事業に対する補助金です。

次から 3 つ目までの白丸、市内 3 域に設置したふれあいセンターにおける運営費で、指定管理者はいずれも市社会福祉協議会となっています。内容は、指定管理料と講座参加者等の送迎用のバスの維持管理費、またはリース料などとなっています。

次の 151、152 ページになりますが、最初の白丸、ふれあいセンター施設整備維持費 397 万円ですが、一番下の黒ポツ、工事請負費はふれあいセンター東部の健康いきいきホールの天井照明を LED 化するものです。

次の白丸、生活困窮者自立支援事業 1,843 万円ですが、経済的に困窮している者を対象に生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施し、困窮者の課題を整理し、問題解決に向けた支援を行うものです。1 つ目の黒ポツ、自立相談支援事業委託料は、保健福祉センター 1 階に設置しています生活就労支援センターまいさば塩尻における生活の自立に向けた相談支援と家計改善支援の実施を、市社会福祉協議会へ委託しているものです。2 つ下の黒ポツ、住居確保給付費 133 万 4,000 円は、失業し住居を失う可能性のある困窮者に対し住居確保のため求職期間中の家賃を一定期間、家賃相当分を給付するもので、コロナの影響により辞職、休業等により、収入が減少した方が対象となりますが、対象世帯の減少を見込み、減額となっています。2 つ下の黒ポツ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 394 万円は、緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や再貸付について不承認とされた世帯等に対し、収入及び資産が一定以下であり、求職活動を誠実かつ熱心に行うなどを条件に、最長 3 か月間給付するものです。申請期限が昨年 12 月まででしたが、この 3 月まで延長されたことにより、令和 4 年度の 6 月分までを予算対応するものです。

次の白丸、戦没者追悼事業 81 万円は、市が 3 年に 1 回実施します戦没者追悼式に関わります費用となっています。本年は 11 月 16 日、レザンホールで開催予定となっています。

次に、2 目障害者福祉費の 1 つ目の白丸、障害者福祉事務諸経費 1,172 万 1,000 円ですが、障害者手帳の取得や障害福祉サービス等の支給決定に関する事務処理に必要な経費です。

次の153、154ページをお開きください。下から2つ目の黒ポツ、全国手話言語市区長会負担金は各自治体における手話等の関連施策の情報を得るため会に加盟し、その負担金です。

次の白丸、障害者生活支援事業1,354万3,000円ですが、在宅の障がい児、障がい者の安定した日常生活を支援する事業です。

次の白丸、障害者福祉サービス事業11億7,346万円余ですが、最初の黒ポツ、営繕修繕料は、松本広域連合が行っています障害者支援区分の判定を認定審査会に諮るためのデータ授受を、令和4年10月から新たに松本広域連合が設置するファイルサーバーを介して行うため、必要なケーブル配線を行うものです。6つ目の黒ポツ、障害福祉サービス給付費は、障がい者等の生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき個々に応じたサービスを提供する事業です。サービスの内容は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスや計画相談、4つの支援区分となっています。特に、訪問系サービスの重度訪問介護、日中活動系サービスの就労継続支援B型、居住系サービスの共同生活援助の利用が増加しています。

次の白丸、障害児入所給付事業ですが、2つ目の黒ポツ、障害児施設給付費1億6,549万円は、障がい児の生活を支援するため児童福祉法に基づき提供するサービスの給付費です。そのサービスのうち、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用をされる方が増加しています。

次の白丸、地域生活支援事業8,692万2,000円ですが、障害者総合支援法に位置づけられた市町村事業であり、市町村の創意工夫により相談支援や地域活動支援など、柔軟なサービス提供を行うものです。

次の155、156ページをお開きください。上から6つ下の黒ポツ、手話通訳料351万7,000円は、聴覚に障がいのある人から、申請に基づき派遣を行う手話通訳者、要約筆記者に対しまして、派遣に関わる費用を支払うものです。そこから、3つ下の黒ポツ、点訳奉仕員等養成事業委託料は手話奉仕員や要約筆記、朗読ボランティア等の養成や育成、研修事業を市社会福祉協議会に委託するものです。2つ下の黒ポツ、障害者相談支援事業等委託料1,228万9,000円は、塩尻市、山形村、朝日村地域での基幹相談支援センターボイスの運営や、松本圏域内に3か所あります障がい者の総合相談支援センターの運営及び地域生活支援拠点整備を実施していく負担金です。次に3つ目の黒ポツ、手話通訳講座補助金は、市の登録手話通訳者のレベルアップを目的に、研修に参加した際の受講料や派遣通訳者の会により開催された講座の費用、研修会の参加費の一部を補助しているものです。令和4年度は、本市手話言語条例が制定されることに伴い10万円の予算を増やし、今までの目的に加え、これから手話通訳者、通訳士を目指す方への養成研修の受講料やテキスト代、試験の受験料などの補助を考えています。次に2つ下の黒ポツ、地域生活支援事業給付費は、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援などのサービス提供に伴う使用料を給付するものです。次の黒ポツ、障害者等日常生活用具給付は、重度心身障がい者等に対しまして特殊寝台、入浴補助用具、ストーマ用装具などの日常生活用具を給付するものです。

次の白丸、自立支援医療給付事業7,267万8,000円ですが、心身の障がいを除去したり程度を軽くしたりするための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための給付事業です。

次の白丸、障害者援護事業5,705万7,000円ですが、日常生活に常時介護を要する重度心身障がい者等の円滑な在宅生活を支援するため、国の手当等を支給するものです。私からは以上です。

○長寿課長 続きまして、予算書157、158ページをお願いします。3款1項3目老人福祉費になります。説明欄2つ目の白丸、老人福祉施設費1,081万2,000円は、松塩安筑老人福祉施設組合養護老人ホーム温心寮と松塩

筑木曾老人福祉施設組合特別養護老人福祉施設桔梗荘に係る負担金になります。

3つ目の白丸、高齢者等生活支援事業は、低所得の高齢者や一人暮らしで支援の必要な高齢者に対し、生活支援や権利擁護、訪問歯科検診など、在宅生活の継続支援に対する経費になります。下から11個目になります黒ポツ、成年後見制度中核機関委託料は、成年後見制度の利用促進を図るため中核機関を社会福祉協議会に委託するための経費です。その下3つ目の高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金は、高齢者の自立支援のための住宅改修に係る経費になります。財源は県の補助金で補助率2分の1となります。下から5つ目の黒ポツ、成年後見支援センターの事業補助金540万円は、社会福祉協議会が行う法人後見事業への補助金になります。

159、160ページをお願いします。最初の白丸、高齢者生きがづくり事業は、老人クラブに対し活動補助金の支給により生きがづくり、地域活動などを支援するものです。財源は県の補助金で、3分の2の補助率になります。

3つ目の白丸、家庭介護者支援事業は、在宅で要介護認定者を介護している御家族に対する慰労金の支給に係る経費になります。年間180日以上在宅介護をしている家族、要介護3の方で4万円、要介護4と5の方は8万円が支給となります。

最後の白丸、老人福祉センター運営費になります。こちらは、北小野老人福祉センターの運営費と、161、162ページの最後の黒ポツ、老人福祉センター百寿荘と田川の郷、それぞれの運営に対する補助金になります。私からの説明は以上です。

○**福祉課長** 続きまして、4目福祉医療費の最初の白丸、福祉医療費給付金事業4億5,790万円余ですが、4月より子どもへの医療費補助の対象年齢を中学校卒業までから高校卒業までの18歳到達後の3月31日まで拡大し、また障がい者、ひとり親世帯の母子、父子等に対し安定した生活を支援するため、自己負担する医療費の一部を支給するものです。一番下の黒ポツ、福祉医療費給付金は、年々子どもの受給者数は減少していますが、対象年齢を高校生まで拡大したことにより、前年に比べまして増額となっています。以上となります。

○**長寿課長** 続きまして、5目介護保険事務費、説明欄の2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金は8億4,016万円余になりますが、法定割合により介護保険特別会計へ市負担分を繰り出すものです。内容は介護保険事業特別会計で御説明します。私からは以上です。

○**福祉課長** 続きまして、6目保健福祉センター管理費の保健福祉センター管理諸経費2,217万5,000円ですが、次の163、164ページをお開きください。3つ下の黒ポツ、環境整備委託料15万9,000円は、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針により、敷地内の花壇の草取り等を市内障害者福祉サービス提供事業者へ業務委託するものです。一番下の黒ポツ、備品購入費は、先に総務人事課で説明がありましたオフィス改革に伴う机等の購入費です。以上となります。

○**市民課長** 1項7目国民健康保険総務費は、説明欄2つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金は、低所得世帯の保険料軽減額、事務費などの繰出金となります。

次の8目後期高齢者医療運営費は、長野県後期高齢者医療広域連合の事務費と医療給付費に係る本市の負担金となります。2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、低所得者等の保険料軽減相当額と事務費を繰り出すものとなります。なお、このうち保険料軽減相当額1億6,400万円は、県が4分の3を負担することになっていまして、歳入にも計上しています。以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けました部分について、関連歳入を含めた質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**丸山寿子委員** 158 ページの高齢者等生活支援事業のところの中ほどより下、成年後見制度中核機関委託料、それから成年後見支援センター事業補助金ですが、利用促進のために社協に委託ということですが、2021年の状況と、それから促進ということですが、新年度、促進のために何か考えていることがあれば、お聞かせいただきたいです。

○**長寿課長** 利用促進ということで、来年度は周知啓発ということで、各地区、10地区ありますけれども、成年後見制度の講話を地区でお話するというので、市民の皆さんに制度のことについて理解をしていただくということで進めていきたいと思っています。

○**丸山寿子委員** 具体的に、どういう内容で成年後見を利用していただくのを理想としているのか、どのように考えているのかを教えてください。

○**長寿課長** 高齢化が進んでいますので、認知症の方が増えたりするということが予想される場所です。判断能力が低下してしまっている場合には、やはり支援をしていただく必要があるということで、契約ですとか財産管理ということが必要になってくるかと思えます。そういったことを市民の方にもよく御理解いただいた上で上手に使っていただきたいということで、周知をしていただいています。

○**丸山寿子委員** 一人暮らしですとか高齢者世帯とか、いろいろ心配なのですけれども、認知症になる手前のところでこういったことをして、その前の段階の制度の活用というか、そこから行くといいと思うのですけれども、どうですか。

○**長寿課長** 認知症予防という点でも、担当で説明をしたり、予防のことで勧めて、推進をしていきたいと考えています。認知症の教室ですとか、サポーター養成ですとか、そういったところでフォローできるような体制をしていきたいと考えています。

○**丸山寿子委員** 要望ですけれども、制度も何段階かあるわけですので、まだ認知症になる手前から、そういう制度があることを知っていただくことが大切かと思えますので、手前の段階から補佐してもらおうとか、そういったところから制度があることを十分知ってもらえるようにPRをお願いしたいと思えます。

○**委員長** ほかにありますか。

○**山口恵子委員** 152 ページ、生活困窮者自立支援事業についてお聞きします。コロナなどの影響で生活保護に至る前の重要な支援制度ではありますが、先ほどの説明では、3月まで申請が延長になったので6月分までの対応をしますということで、その分の予算が計上されていますが、2月末に厚労省から申請が6月末まで申請を延長することにしたという報道がありました。そういった場合の市の対応は、予算計上はどのように対応されるのかお聞きします。

○**福祉課長** 今、おっしゃられましたように、生活困窮者自立支援金ですが、当初予算を組むときまでは12月までということだったので、今年2月に延長されて6月までということと聞いています。今の予算は12月までの予算ということで組んでいますので、状況を見ながら補正で対応をする可能性もあるかと思っています。

○**山口恵子委員** 市民にとって、とても重要な制度でありますので、しっかり国の制度に対応できるように予算

配分もよろしくをお願いします。要望とします。

○柴田博委員 今と同じところで、住居確保給付金ですけれども、だんだん減ってきているとのことですが、今年度の状況と来年度の予算でどのぐらいを見ているのか、詳しくをお願いします。

○福祉課長 住居確保給付金は、2月末現在で35の方が利用をされています。令和2年度末までには90の方が利用されていましたので、大分減ってきているという状況になっています。コロナということで、休業または離職をされた方が少なくもなってきた、要件に当てはまる方が減ってきていると考えています。

○柴田博委員 実際に給付されるのは、1件当たりどれぐらいになって、何か月までというものがあると思うのですけれども、どうですか。

○福祉課長 住居確保給付金は世帯の人数によりまして金額が異なります。1人世帯の場合3万1,800円、2人世帯ですと3万8,000円、3人が4万1,300円というように人数が変わってきます。支給期間ですけれども、基本3か月間になります。一定の収入、資産、それから求職活動を熱心に行うというのが要件となっています。

○柴田博委員 別件でいいですか。

○委員長 どうぞ。

○柴田博委員 162ページの真ん中あたりの福祉医療費給付金の関係ですけれども、無料化が進んで18歳までになって、一部は窓口でも無料になっていると思うのですけれども、ただ、1件当たり、ワンレセプト当たり500円は支払っているわけですか。大体500円の自己負担の分は総額でどれぐらいになっているか分かったら教えてください。

○福祉課長 後ほど、説明します。

○柴田博委員 では、いいです。

○山口恵子委員 別の件でお願いします。156ページの障害者等日常生活用具給付費に関わることなのかと思い、お聞きします。高齢者世帯とか障がい者に対して住宅用火災警報装置を設置するような支援制度がちょうど10年がたっていて、火災報知器の劣化とか電池切れなどが課題になっていますが、そういった方たちへの対応をどのように考えているのかお聞きします。

○福祉課長 特に聴覚障がい者や、そういうような方は、つけて10年以上たっておられます。耐用年数が過ぎていけば、また更新ということもできますので、また申請していただければ結構です。

○山口恵子委員 そういった場合は、対象者は自己負担なしで交換など、または設置をしていただけるのかということと、しっかり設置された方へ周知をしていただく必要があると思いますが、対応についてお聞きします。

○福祉課長 無償で提供できます。周知は、聴覚障害者協会または障害者団体で、口コミ等で行っていくようにしていきたいと思っています。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 158ページの高齢者等生活支援事業で2点お願いします。成年後見の関係ですが、中核機関委託料、社協、そして成年後見支援センター事業補助金、社協という2件が出ていますが、中核機関と後見支援センター、これは何がどう機能や位置づけが違うのか、それが1点。もう1つ、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金504万円がありますが、対象事業というか、どういった方がどういった状況になると対象になるのか、お願いします。

○長寿課長 1つ目の成年後見制度のことになりますけれども、中核機関は、業務が制度の周知啓発と相談支援ということで、後見人の支援についても中核機関であるような形になります。あと、補助金を出しています成年後見支援センターの業務は、本来の法人後見業務は後見人ということで支援をする業務になります。もう1つの御質問にありました高齢者にやさしい住宅改良は、対象者は65歳以上で、要介護認定で要支援か要介護を受けた市民税非課税の方が対象になります。介護保険でも住宅改修を行っていますけれども、70万円を上限としまして、保険給付は20万円が上限なのですが、保険給付でできなかったそれ以上、超えてしまったような高額な修繕、改良について対応できます。

○副委員長 後の504万円の対象の件数は何件ぐらい、今、ありますか。

○長寿課長 令和3年度で8件の方が御利用されています。

○委員長 補足でお聞きしますけれども、高齢者の関係の住宅ですが、核家族が増えていて、年金だけで暮らしているという方が、要は介護と関係ないけれども、本当に住まいに大事な雨漏りだとか、そういう修繕もできないまま、金策がなくてできないという方も多くいらっしゃるのです。そういった方は、今の説明だと対象にはできないということですか。

○長寿課長 対象者の要件としましては、全世帯の方の市民税非課税ということにはなりますけれども、そのほかの要件としまして、先ほども申しあげました要支援、要介護認定を取られている方、または障がい者の程度で1級から3級までの該当する身体障害者手帳をお持ちの方ですとか、その他、支援が必要と認められるような虚弱な方などということで審議をした上で対象といたしています。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 160ページで、家庭介護者支援事業の要介護者家庭介護者慰労金の関係ですが、年間180日以上、自宅で介護ということですが、自分で申請するのか、要介護者でいろいろな制度を使っていないということに分かっているのか、どのような形になっているのかお聞きしたい。

○長寿課長 要介護認定を受けていらっしゃる方ですので、ケアマネジャーがついている方が対象になります。ケアマネジャーから御相談をいただいたり、御本人、御家族の方が相談されることで申請をされるような形になります。

○古畑秀夫委員 ケアマネの人が把握をして申請をしてくれるということ、本人と家族と相談して申請するという理解でいいですか。

○長寿課長 おっしゃるとおりです。

○柴田博委員 162ページの一番上の部分の老人福祉センターの関係ですけれども、ここに百寿荘と田川の郷の運営費補助金が計上されていて、あと、別のところで北小野の分もあるわけですけれども、今後の老人福祉センターの考え方というのはどんな形になっているのか、長期的な考えで聞かせてください。

○長寿課長 今、老人福祉センター3施設が市内にはあります。実は、北小野老人福祉センターは今、入浴施設のボイラーの修繕が課題になっているところなのですが、ボイラー交換の課題もありまして、継続は財政的にも難しいところもあり、行く行くは老人福祉センターの機能を閉じていくような方向で、ほかのところも過去には閉じてきていますので、将来的には閉じていくような方向で考えています。

○柴田博委員 百寿荘と田川の郷も同じということですか。

○**長寿課長** 北小野老人福祉センターに合わせて、その方向で考えていきたいと思っています。

○**柴田博委員** 前はもっとあって、ふれあいセンターに変わったりしてきていて減ってきているわけですけども、行く行くは今ある3つの老人福祉センターも閉じていきたいということで、その後の展開はどのようになるというように見ればいいわけですか。こういう施設が必要なくなって、違うものができるのか、どうなのでしょうか。

○**長寿課長** 老人福祉センターは、先ほど委員がおっしゃられたように、ふれあいセンターに集約していくような形になっていますので、施設は残りますけれども、そちらでは老人福祉センターの機能ではなく、例えば、高齢者が集えるような集いの場としては活用していただくような形にはなっていくかと思っておりますけれども、機能としましては、ふれあいセンターへ統合していきたいというような形で考えています。

○**委員長** ほかにありますか。

○**福祉課長** それでは、先ほど柴田委員から出ました子どもの医療費の窓口負担での負担のトータル、金額ですが、令和3年の決算見込みになりますけれども、延べ件数が7万6,800件を見込んでいます。それに500円を掛けますと、3,840万円余りとなります。それと、もう1件、山口委員から御質問いただきました日常生活用具の火災報知器ですけれども、負担割合がありまして、非課税者は全額補助になります。あと、課税者は10%を上限に負担をしていただく制度になっています。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、3款民生費1項社会福祉費までは質疑を終了といたします。

次に移りますが、入替えがあれば自由にどうぞ。

次に、第3款民生費2項児童福祉費、163ページから182ページまで説明を求めます。

○**こども課長** それでは、続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費、予算額18億6,737万円余です。説明欄2つ目の白丸、児童福祉事務諸経費2,134万円余は、こども課の事務執行に係る諸経費です。主な財源は子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に3分の1です。

165、166ページを御覧ください。最初の白丸、民間保育所支援事業は、民間の認定こども園、保育園及び認可外保育所等の運営を支援する事業費などです。2つ目の黒丸、子どものための教育・保育給付費負担金4億4,427万円余は、市内の児童を受け入れた認定こども園や小規模保育事業所などに対し、児童数に応じた法定の委託料や長時間保育、低年齢児保育に係る負担金等の交付により、保育所の運営を財政的に支援するものです。主な財源は子どものための教育・保育給付交付金で、国2分の1、県4分の1、長時間保育に係る部分は子ども・子育て支援交付金で、国3分の1、県3分の1、低年齢児保育に係る部分は子育て支援総合助成金で、県2分の1です。4つ目の黒丸、保育士等処遇改善臨時特例交付金697万円余は、国の補正予算に対応して保育士の賃金改善を図るため、市内の幼児教育、保育施設等に従事する保育士等の収入を3%程度引き上げる措置を実施することに伴い計上するものです。なお、財源は国の保育士等処遇改善臨時特例交付金で、補助率は10分の10です。次の黒丸、子育てのための施設等利用給付交付金5,893万円余は、国の幼児教育、保育の無償化に対応するため、新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設などに対し交付するものです。なお、財源は子育てのための施設等利用給付交付金で、補助率は国2分の1、県4分の1です。一旦、私からは以上です。

○**家庭支援課長** 次の白丸、児童扶養手当支給事業2億3,851万円余は、ひとり親家庭等に対します経済的支援

を図ることを目的に、国の制度に基づきます児童扶養手当を支給するものです。支給延べ人数の見込みは約 5,400 人を見込んでおり、昨年度比で約 90 人の増となりますが、今年度の支給の支給判定をする際、新型コロナウイルスの影響を受けている令和 2 年の所得が反映されることを見込むものです。なお、財源は児童扶養手当負担金、国から 3 分の 1 です。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、次の白丸、児童手当支給事業 10 億 1,332 万円余は、中学校卒業までの子どもを養育している父母等に対し、生活の安定や児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給するものです。一番下の児童手当は、子どもの人口減少と、令和 4 年度から制度の改正により所得制限が設けられ一部高額世帯が対象から外れることや、現況届の廃止に伴う郵便料等の削減により減額となっています。私からは以上です。

○こども課長 続いて、167、168 ページを御覧ください。2 目児童運営費、予算額 23 億 7,434 万円余は、保育園、子育て支援センターの運営に係る経費が主なものです。説明欄、最初の白丸、職員給与費 7 億 6,635 万円は、市内 15 園の保育士の人件費です。

次の白丸、保育所運営費は市内公立 15 園の運営費で、全園で実施している長時間保育や基幹園 3 園で実施しているデイ保育などの特別保育事業などの実施により、保護者の子育てと就労の両立支援を推進するものです。主な財源は保育料、長時間保育負担金、一時的保育事業負担金及び総務費寄付金のほか、デイ保育に係る人件費は子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に 3 分の 1 です。1 つ目の黒丸、会計年度任用職員報酬 5 億 2,912 万円余は会計年度任用職員の保育士に対する報酬です。

169、170 ページを御覧ください。最初の白丸、保育所施設改善事業は、安全安心な保育環境のため施設の維持管理及び改善を行うものです。財源は福祉基金繰入金などです。

その下の白丸、育児支援推進事業は、未就園児とその保護者を対象に、保育園を施設開放するあそびの広場を通じ地域に密着した育児支援や幼児保育事業に係るものです。一番下の黒丸、病児保育事業負担金 102 万円余は、病気治療中のお子さんを預かり、保護者の子育てと就労の両立支援を推進するため病児保育に係るもので、令和 4 年度から新たに松本市と協定を結び、松本市内の 4 つの病児保育施設を利用するための負担金を計上するものです。

その下の白丸、児童福祉施設防犯対策事業は、保育所等の防犯対策を行うための経費です。一番下の黒丸、防犯カメラ設置工事 375 万円は、令和 4 年度、新たに公共施設への防犯カメラ設置の一環として保育園にも取付けを行い、隣接道路及び園敷地内を録画し、防犯対策を行うものです。なお、財源は合併振興基金繰入金 375 万円です。

次の白丸、保育補助員設置事業 821 万円余は、おじいちゃん・おばあちゃん先生の愛称で児童や保護者から親しまれている保育補助員 15 人の報酬などです。

次の白丸、子育て支援センター職員給与費 4,585 万円は、えんぱーくとえんてらすにある子育て支援センターに勤務する職員の給与です。

171、172 ページを御覧ください。最初の白丸、子育て支援センター事業 3,056 万円は、子育て支援センターの運営費に係るものです。なお、財源は子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に 3 分の 1 です。

次の白丸、こども広場事業 4,006 万円余は、ウイングロードビル 3 階の未就園児親子が利用するこども広場の運営費で、人件費及び施設管理費などが主なものです。なお、財源は利用者からいただく利用登録料のほか、子

ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に3分の1です。

173、174 ページを御覧ください。最初の白丸、ファミリーサポートセンター事業 78 万円余は、子育て世帯の育児と仕事との両立を支援するためのファミリーサポートセンターの運営費です。なお、財源は子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に3分の1です。

次の白丸、給食運営費は、公立保育園 15 園の給食提供に係る諸経費であり、財源は被食者から徴収する給食費などです。上から3つ目の黒丸、給食費 1 億 2,642 万円余はおやつを含めた給食の食材費です。下から3つ目の黒丸、給食調理業務委託料 1 億 5,233 万円余は、民間業者に給食調理業務を委託する委託料です。

次の白丸、にぎやか家庭応援事業、黒丸、にぎやか家庭保育料等補助金 449 万円余は、幼児教育・保育無償化の非該当となった世帯及び新制度未移行の私立幼稚園に通う世帯に係る入園料、保育料及び副食費について本市独自の減免制度として、いずれも3歳児から5歳時までの第2子50%、第3子以降100%減免を行うものです。

次の白丸、子ども・子育て会議運営事業 23 万円余は、元気っ子育て支援プランⅢの進捗会議の管理を行う会議で、3回分の報酬等を計上するものです。

次の白丸、日の出保育園増築事業 3 億 1,165 万円余は、日の出保育園、塩尻児童館及び中央スポーツ公園の一体的な整備に伴い、現園舎西側のテニスコートに保育園増築棟と合わせて、病後児保育所を建設するための工事請負費などです。財源は子ども・子育て支援整備交付金で、補助率は国、県、共に3分の1、社会福祉施設整備事業債 1 億 2,340 万円、施設整備事業債 1 億 2,710 万円などです。私からは以上です。

○家庭支援課長 続きまして、3目ひとり親家庭福祉費をお願いします。説明欄、最初の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業 914 万円余は、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談業務を行うほか、就労に有利な資格の訓練や資格に必要な自立の教育を受ける際の経済的支援を行うもの、小中学校の入学祝い金の支給、高等学校の教材費、通学費の一部を補助するものです。なお、財源は自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練給付金について、国から4分の3の補助となっています。

次の白丸、児童福祉施設費 192 万円余は、1つ目の母子生活支援施設入所委託費は、虐待等により保護した母子が自立支援施設に入所した場合の委託料となります。次の黒丸、助産施設入所措置費は、経済的な理由で出産費用等の支払いができない者に対する助産施設への入院費及び分娩介助の措置費です。財源は国2分の1、県4分の1となっています。

次に、4目家庭支援費をお願いします。2つ目の白丸、家庭支援推進事務諸経費 116 万円余は、家庭支援課における経常的な経費となります。

177、178 ページをお願いします。最初の白丸、家庭支援推進事業 1,552 万円余は、妊娠・出産・子育ての課題に応じ、家庭訪問、相談等を行い、関係機関と連携して、妊婦、要保護児童等を支援すると共に、児童虐待の予防、重篤化の防止を図るものです。本年ですが、児童虐待を含む家庭児童相談の件数は、昨年度が非常に多い年となりましたが、今年度も昨年度の約1.1倍で推移している状況となっています。本事業、下から2つ目の黒丸、子育て支援ショートステイ事業委託料 38 万 4,000 円は、一時的に家庭での養育が困難になった場合、連続7日を限度に乳児院や児童養護施設で子どもをお預かりするものです。その下の黒丸、相談システム使用料 388 万円余は、近年の家庭児童相談の増加及び複雑化に伴う家庭状況の正確な把握の必要性、相談業務量の増加等に対応するため、令和3年度に導入した相談システムの使用料となります。なお、財源は児童虐待総合支援事業補助金、

国から2分の1、子ども・子育て支援交付金があります。

次の白丸、こどもの未来応援事業 671 万円余は、全ての子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に重点的に取り組むと共に、地域等とのネットワークの構築により、子どもの居場所づくりを推進するもの、また「早ね早おき朝ごはん・どくしょ」市民運動の推進により、子どもの健やかな成長を促す事業となります。令和3年度から配置した子どもの貧困対策ケースワーカーによる子どものライフステージに応じたきめ細やかで包括的な支援を強化すると共に、経済状況を含め、養育環境が困難な家庭を対象に、子どもの学習生活支援事業を実施するものです。この事業は、教員OB等の学習生活支援員が家庭訪問等を行い、学校の勉強の復習、学習の習慣づけを行う学習支援を行うほか、子どもの相談支援、生活習慣、社会性の習得支援、保護者への相談支援等を総合的に行います。令和4年度は支援に際し、特段の配慮が必要な子どもについて、支援スキルを有する児童福祉法人等への委託を行うほか、支援の対象の子どもの年齢を18歳まで拡大し、支援の継続を行っています。予算としては、上から6つ目の学習・生活支援員謝礼 90 万円及び下から2つ目の子どもの学習・生活支援事業委託料 153 万円となります。本事業、一番下の黒丸、子どもの居場所づくり事業補助金は、食事の提供による居場所づくり、子ども食堂になります。学習の支援による居場所づくり、無料の塾等を支援する団体等に対しまして、事業の実施に係る費用の一部を交付し、子どもの地域での居場所づくりを推進します。なお、財源は地域子供の未来応援交付金、国2分の1、子どもの生活支援事業補助金、国2分の1等があります。私からは以上です。

○**教育総務課長** 続きまして、5目児童健全育成費、説明欄2つ目の白丸、児童館・児童クラブ運営費ですが、市内の児童館、児童クラブの管理運営に関する経費で、会計年度任用職員として児童館長、児童厚生員、放課後児童支援員の報酬のほか、維持管理に関する委託料等を計上しているものです。財源は放課後児童クラブ及びキッズクラブの利用者負担金、それから子ども・子育て支援交付金、補助率、国、県、それぞれ補助率3分の1を財源としています。

続きまして、179、180 ページをお願いします。1つ目の白丸、放課後キッズクラブ運営費は、保護者が家庭にいる児童の放課後の居場所を確保する放課後キッズクラブの運営に関する経費となります。

次の白丸、児童館・児童クラブ施設改善事業ですが、市内の児童館、児童クラブの施設の維持管理等に関する経費として、通常の営繕修繕料のほか、施設管理に係る各種委託料を計上しているものです。令和4年度は、一番下の黒ポツ、防犯カメラ設置工事を予定しています児童館9館に防犯カメラを設置するものです。私からは以上です。

○**家庭支援課長** 続きまして 181、182 ページをお願いいたします。6目発達支援費になります。説明欄、最初の白丸、元気っ子応援事業 622 万円余につきましては、子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるよう一人一人に応じた育ちを途切れなく18歳まで支援する事業です。2つ目の黒丸、元気っ子相談等謝礼 424 万円につきましては、医療相談、心理検査、言葉の相談、元気っ子のびのび会等における小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などへの謝礼になります。次年度は元気っ子のびのび会、こちらは発達に心配のある就園前の子どもに対し小集団での活動を行うことにより成長発達を促すと共に保護者の関わり方の支援を行っておりますが、入会ニーズの大きい3歳児のクラスを1クラス増設することに伴い、2つ目の黒丸、相談等謝礼等が増額となっております。財源につきましては地域生活支援事業

補助金、国2分の1、県4分の1となっております。私からは以上です。

○委員長 それでは、ここで10分程度休憩いたします。11時5分再開をお願いします。

午前10時56分 休憩

午前11時04分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

先ほど説明を受けました部分について、関連歳入を含めた質疑を行います。質問はありませんか。

○丸山寿子委員 170ページの育児支援推進事業の一番下の病児保育事業負担金のところで、令和4年から松本と協定ということで、松本地域として4つのところで受入れをしてくださるということで、こういうふうに広がっていただき大変ありがたいと思っているところですが、この4つの機関とそれから塩尻市としては何人受け入れていただけるのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○こども課長 まず、4つの医療機関ですが、まつもと医療センター、相澤病院、丸の内病院、梓川診療所です。塩尻市としては、受入れ人数について上限はありませんけれども、恐らくは年間通じて約100人程度が御利用されるのではないかと見込んでおります。

○丸山寿子委員 上限がないというのはすごいと思うわけなのですが、それでこの負担金というのは、4つの場所にそれぞれ同じような比率で負担金を払うのか、その辺の内容を教えてください。

○こども課長 この負担金につきましては、松本市に塩尻市としてお支払いをする負担金であります。この仕組みですが、4つの医療機関について松本市が窓口となりまして補助金の交付あるいは医療機関との委託契約を行いますので、それに対して塩尻市は負担金を支払うという形になっております。近隣の山形村、朝日村も同様に利用見込者数に応じて少額ではありますが負担金を払うと、そういう仕組みになっております。

○丸山寿子委員 医療機関ですし、病児保育ということですが、病後児でなくて病児保育と考えていいわけですか。

○こども課長 はい、そうです。病児保育につきましては、この広域利用を推進する形になります。病後児については、松本市は松本市内の2つのこどもプラザで行っておりますけれども、これは市民専用ということになります。では塩尻市内の病後児はどうするかといいますと、今現在はファミリーサポート事業の中で病後児も受け入れていただくような形を取っておりますし、先ほども日の出保育園の開発についてもお話しさせていただきましたが、令和5年度からはそこで受入れをさせていただくという形を取っております。

○丸山寿子委員 あと、新しく利用できるということで、この周知についてはどのようにしていくのか教えてください。

○こども課長 もう4月から始まりますので、周知につきましてはホームページあるいはチラシ等を作成して各保育園に掲示をさせていただくなり、あるいは子どもなどを通じてお知らせするなり、考えています。

○丸山寿子委員 今答弁の中にもありました当市の日の出保育園のところに増築する事業の中の保育については、前にお聞きしたのは病児ではなくて病後児保育ということですが、ファミリーサポートのほうでも重篤でないといいますか、体力が少し落ちているというような感じだと診ていただいたりということがあるということも今の答弁でもありました。日の出保育園で新しく始める病後児ですが、そうはいいましても、も

し体調が急に優れなくなるとか、そういったことがあるかもしれないのですが、そういった場合の医療のほうとは何か連携しているのかどうかについて教えてください。

○**子ども課長** そういった病状急変の場合には、協力医療機関というものをあらかじめ定めさせていただいて、お子さんを受け入れていただくような契約をさせていただきますので、その準備を進めているところであります。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**平間正治委員** 166 ページをお願いします。一番上の白丸、民間保育所支援事業の中で、市内の各施設へ負担金等が出ているのですが、施設は何施設あって、今何名がここに入っているのでしょうか。

○**子ども課長** 施設の数ですけれども、第1号認定に係る部分については8施設です。2号認定につきましては4施設、3号認定につきましては7施設となっております。

○**平間正治委員** それと子どもの数はどうでしょうか。

○**子ども課長** 児童数につきましては合算しないといけないものですから、後ほど答弁させていただいてよろしいでしょうか。

○**平間正治委員** いいです。そのお子さんたちは、保育園に入れなくてそこにやむを得ず行っているというのか、最初からそこへ入りたいという方もいらっしゃるのでしょうか、傾向としてはどちらが多いのでしょうか。

○**子ども課長** 最初から公立保育園オンリーという方も希望としてはいらっしゃいますけれども、今は小規模保育事業所4施設も市内にできております。これはゼロから2歳児までは受入れをして、3歳児になったときに今度は公立の保育園あるいは幼稚園等に移動していくわけですけれども、小規模保育所4施設がかなり定着してきておりますので、こちらのほうを最初から希望される方もいらっしゃいますし、幼稚園を希望される方もいますし、傾向としては、それぞれにそれぞれの定員に応じた希望数がそれなりにあるという認識でおります。

○**平間正治委員** 傾向はどっちが強いですか。

○**子ども課長** まだ小規模保育所ができてから2年目ぐらいなものですから、やはり公立保育園に入るものだという傾向のほう若干強いです。ただ、その傾向は少し平準化されてきているという状況です。

○**平間正治委員** そうすると、少し外れたことを申し上げるかもしれないけれど、保育園の定数に対しては、兄弟で同じ保育園へ行けるとか行けないとか、そういうのはあっても、全体的で見れば定数に対しては充足されているという考え方なのですが、この子たちを含めると、それは市の定員としては充足されていない、足せばオーバーしてしまうという解釈でいいですか。

○**子ども課長** 公立15園では全ての希望を満たすことはできませんで、やはり民間の保育所、幼稚園等を活用しながら全ての保育所あるいは幼稚園に入所したい方を受け入れていく、受け皿のほうを整備するという中で行っているものですので、公立では端的に言えば足りないというのは現状です。

○**平間正治委員** では、先ほどの数字、また後をお願いします。

○**子ども課長** 数字に出しましたので、お願いいたします。1号認定に関わる部分は145人、2号認定に関わる部分が91人、3号認定に関わる部分が120人となっております。

○**柴田博委員** 今のところですけど、勉強不足で済みません。1号、2号、3号と、それぞれどういう施設か、改めて説明をお願いします。

○**子ども課長** 1号については幼稚園等に関わる部分でございます。2号認定は3歳から5歳、3号認定はゼロ

から2歳となっております。

○柴田博委員 保育園とか認定保育園は同じ1号になるわけですか。

○こども課長 基本的には1号が多いのですが、認定こども園というものがありまして、幼稚園型と保育園型とありまして、市内でいいますとサン・サンこども園ですとかよしだ幼稚園というところがそれに該当しますので、1号と2号を受け入れています。

○柴田博委員 あと、ここの民間保育所支援事業で対象になるのは、この1号、2号、3号だけで、それ以外の小さなところというのはないと考えていいのですか。

○こども課長 166ページの民間保育所支援事業につきましては、委員おっしゃるとおりの部分と、含めまして黒ポツの一番上の認可外保育事業補助金というのもありまして、認可外の保育所も対象となっております。

○柴田博委員 その施設も含めて先ほど説明のあった1号から3号まで全部合わせると何施設になるのか、それをお願いします。

○こども課長 先ほど申し上げた数がそれぞれ延べ数ですので、少しお時間頂いてよろしいでしょうか。

○柴田博委員 はい、お願いします。あと、今説明のあった部分の中で、防犯カメラの関係ですけど、児童館、児童クラブにも設置するというので、全体の予算の中で今年度、防犯カメラをどのぐらい設置する予定になっているか、もし分かったら教えてください。

○こども課長 保育園につきましては15園です。児童館につきましては、先ほど教育総務課長よりありましたとおおり9です。

○柴田博委員 それも含めて、この予算全体の中で今年度塩尻市として防犯カメラを何か所に設置しようとしているのか、その全体を、分からなければ後からでもいいですけど。

○委員長 柴田委員、昨日のも含めてですか。

○柴田博委員 全部入れて。

○委員長 支所と、それから区要望から出すものと、保育園、児童館、これで何台ですか。

○財政課長 今、集計したものが手元にありませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○柴田博委員 お願いします。

○山口恵子委員 今の関連でお聞きします。先日の委員会ですと、区からは区長要望で上げていただき、あとは各支所で設置して、あと保育園、児童館でそれぞれ設置していくということで、管理運用のガイドラインは策定していくということで御答弁いただいておりますが、保育園なり児童館なり、それぞれで管理運用していくのか、どこか窓口が一括で防犯カメラに関して全て管理運用していくのか、その辺についてお聞きします。

○財政課長 管理運用のガイドラインにつきましては、危機管理課がベースとなるものを作りまして、そちらに従って運用していく予定であります。

○山口恵子委員 ですので、保育園は保育園としてそのガイドラインに従って運用をしていくのか、児童館は児童館の責任者がそのガイドラインに従って運用するのか、それか市全体として1か所どこかがまとめて管理していくのか、その点についてお聞きします。

○財政課長 それぞれの施設の管理者が、市が作成するガイドラインに従って運用していくということになります。

○山口恵子委員 分かりました。そうしますと、区で要望があった部分は区長が責任を持ってそのガイドラインに従って運用管理をしていくということによろしいですか。

○財政課長 おっしゃるとおりです。

○古畑秀夫委員 関連ですけれど、恐らく公共施設の部分は市がお金を出してこれから維持管理していくのだと思うけれど、区が要望したものの維持管理費はどれくらいかかるものか分かりませんが、どの程度かかって、維持管理は区がずっとお金も全部出して管理しろということでしょうか。

○財政課長 区が設置するものにつきましては、あくまでも地域づくりの補助金ということで、区が要望をして設置をするものであります。ですので、維持管理につきましては区が継続的に負担をしていくということになります。

○古畑秀夫委員 これは年間どのくらいかかるものなのですか。何もしなくていいというわけには多分かからないと思うが。

○財政課長 ランニングコストにつきましては、基本電気料程度のものだと考えております。あとは故障等があれば、それに対する営繕修繕等が考えられるところであります。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 今の関連ですけれども、それぞれ防犯カメラというのは、カメラ本体とそれからそれを記録したのを見るモニターもセットになっているのでしょうか。それとも、例えばカメラ何台かに対してモニター1台で、誰かがまとめて管理するという方法もあると思うのですが、その辺は設置する場所によって変わってくるのか、それとも1台1台みんなそういうセットになっているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○財政課長 それぞれの施設について1つずつは答えができませんけれども、一般的には防犯カメラとそれを記録する媒体、それとそれを運用していくためのモニターですが、モニターは専用のものを御購入いただいたり、またパソコンで対応ができるかと思えます。1つのカメラに1つのモニターが必要かどうかというのにつきましては、そのシステムの構築にもよると思えますけれども、1つのモニターで複数のカメラを管理することも十分可能でありますし、今市で予定しているものに関しては1施設1カメラでありますので、カメラ1つに対して1つの記録媒体、1つのモニターが基本ベースになろうかと考えております。

○柴田博委員 それで工事費も含めてワンセット25万円で予定しているということでもいいわけですか。

○財政課長 令和4年度予算化されたものにつきましては、金曜日の委員会の答弁にもありましたように、東支所に設置した事例を基におおむね25万円程度であろうということで積算をして計上したものです。

○委員長 いいですか。関連で確認なのですが、今出ているもの、4種類あります。支所につけると区長要望でつけるのと保育園、児童館と4種類あるのだけど、これは、発注は一括にするのか、それぞれ別でやって、いわゆる発注する仕様というのはそれぞれまた違うのか、その辺はいかがですか。

○財政課長 まず設置の関係であります。児童館、保育園、そのほかに各支所、それと消防団の詰所、それと区、地区への補助金ですとか商店街への補助金ということで多岐にわたっております。それぞれ一括発注できるかどうかについては今後検討しなければいけませんけれども、それぞれ施設の形状等々、かなり違いがありますので、個別にはなろうかと思えます。効率的な方法については予算執行の段階で検討してまいりたいと考えております。

○**委員長** 要望ですけれども、区で要望するにしても、どこにつくか区長が分からないと要望の出しようがないので、全体の計画みたいなものはしっかり示していただくようお願いをします。

ほかにありますか。

○**山口恵子委員** 178 ページ、家庭支援の関係の事業が載っていますが、そこが直接関わるかどうか分からないのですが、お聞きします。ヤングケアラーの問題が今本当に全国的に問題になってきてまして、本人に自覚がなかったり、子どもらしい生活が送れないとか、日々耐えて家庭介護をしているという現状があります。そこで本市としてはどのような取組を行っていくのか、どういう支援をしていこうとされているのか、その点についてお聞きしたいと思います。合わせて、今年長野県の令和4年度予算案の中でヤングケアラーの実態調査、小学校、中学校、大学または学生に対してのアンケート調査を行うということが予算案の中で計上されていますが、そういった事業ともしっかり連携を取って行っていただくことが必要かと思しますので、状況についてお聞きします。

○**家庭支援課長** ヤングケアラーにつきましては、現状の支援といたしましては、学校、保育園、あと福祉部門と連携いたしまして対応をしているような状況です。特に重篤なケースの場合、ネグレクトとつながっている場合があります。家族全体の複合的な課題になっていると考えておりまして、要保護児童対策地域協議会のケースとして対応しているという場合もあります。委員がおっしゃいました先ほどの県の調査につきましては、概算要求段階では県内全ての小中学生や大学生、短大生を対象にした実態調査を計画しているとされていました。それが予算化されると思いますが、その調査の実態については、まだ県から来ておりません。本市においても全学校対象であれば市内小中学校への調査も入ると思いますので、その調査内容を踏まえて、さらに今後の支援をどうしていくかということは検討してまいりたいと考えています。その県の調査いかに関わらず、関係機関とは連携しながら早期に対応できるような態勢を取っていきたいと考えております。

○**山口恵子委員** なかなかこの問題は外からは見えにくいことと、本人に自覚がないというようなこともあり、すごくデリケートな対応が求められますので、状況に応じた心強い支援をお願いいたします。要望です。

○**委員長** ほかにありませんか。

○**西條富雄委員** 同じページの下のところ、子どもの居場所づくり事業補助金についてお伺いします。先日ですが、近所で子育てが終わった奥さんが数人集まっておりまして、子ども食堂を始めたいのだけれど、どこへ相談に行けばいいかと聞かれました。家庭支援課のほうへ多分相談に行くと思うのですが、そのときにそういったマニュアル、こういった補助金、どういう場所でどのようにやって、どのように市から支援があつてとか、そういったような何か案内できるような資料は、塩尻市はお持ちなのでしょうか。

○**家庭支援課長** 現段階でそういったまとまったものというのはまだないのですが、県の補助金でありましたり、我々も補助金を持っていますので、社協との連携も含めまして御案内することは今でもできる状況にはなっています。今後はそういうニーズも多いと承知していますので、御案内できるものを作って対応していくことを考えたいと思います。

○**西條富雄委員** 積極的なそういった子育て終わったお母さんたちがそんなことを考え始めていますので、ぱっとすぐ出せるような状況、今月中くらいには多分家庭支援課長のところへ行くと思いますけれども、ぜひ相談に乗ってあげてください。お願いします。

○**委員長** ほかにありますか。

○こども課長 先ほど柴田委員から質問がありました民間保育所支援事業の対象となる施設の数ですが、全てで16施設です。

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 確認ですけれど、今のは1号から3号の19施設プラス16施設ということですか。

○こども課長 認可外保育施設が3つ、1号から3号までの施設が13の計16です。

○柴田博委員 一番初めの答弁のときには、1号が8、2号が4、3号が7と言っていました。ダブっているのがあるということですか。

○こども課長 1号と2号にダブっているところがあります。1号認定、2号認定それぞれやっているサン・サン保育園ですとか、あるいはよしだ幼稚園、こちらがかぶっております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありませんか。

○財政課長 先ほど柴田委員から御質問のありました令和4年度に計上された防犯カメラの台数及び総額ですけれども、台数といたしましては43台、金額といたしまして総額1,075万円です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので、3款民生費2項児童福祉費までの質疑は終了といたします。

次に進みます。入替えがあればお願いします。

それでは3款民生費3項生活保護費、181ページから4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費、198ページまでの説明を求めます。

○福祉課長 それでは、予算書181、182ページをお願いいたします。3項生活保護費1目生活保護総務費の2つ目の白丸、生活保護事務諸経費1,385万1,000円ですが、2つ目の黒ポツから3つ目まで、会計年度任用職員は生活保護の面接相談員、就労に関する指導を行う就労支援員、保護費の経理を行う職員の人件費です。

183、184ページをお開きください。次の白丸、生活保護適正化事業121万2,000円ですが、生活保護制度の適正な運営を図るものです。5つ目の黒ポツ、レセプト点検委託料は、医療扶助の適正な支給を行うため医療機関から提出された診療レセプトの内容点検を専門知識のある民間業者に委託するものであります。

次に、2目扶助費の生活保護扶助費6億7,255万円余ですが、1つ目の黒ポツ、生活保護費は、生活保護法に基づきまして受給者に対しその世帯の人数及び生活状況等に応じて支給するものです。本年2月末現在の生活保護受給世帯数は287世帯、被保護者数372人となっており、昨年度末と比べまして被保護世帯数が2件、被保護者数で3件の減少となっている状況です。また世帯分類では、障がい者高齢者世帯の増加により生活保護費の扶助費のうち住宅扶助、生活扶助、医療扶助の増加を見込んでおります。その下の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付費は、中国残留邦人支援法に基づき帰国後の安定した生活支援をするため給付するもので、支援給付世帯数6世帯、給付者数8人です。その下の黒ポツ、就労自立給付費は、安定した職業に就いたことにより保護が必要となくなった者に対し、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するために給付するものです。私からは以上です。

○市民課長 次の4項1目の2つ目の白丸、国民年金事務費ですけれども、こちらは法定受託事務であります国民年金関連事務に係る経費となります。なお、係る経費は国の国民年金事務費交付金の対象となっております。

私からは以上です。

○**福祉課長** 185、186 ページをお開きください。5 項災害救助費 1 目災害救助費の応急救助諸経費、災害弔慰金 500 万円ですが、災害により市民が死亡した場合、遺族に対して支給するものです。説明は以上となります。

○**健康づくり課長** 予算書 187、188 ページをお願いします。4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費になります。説明欄 2 つ目の白丸、保健衛生事務諸経費 667 万 5,000 円につきましては、保健衛生全般に係る事務的経費になります。

次の白丸、未熟児養育医療給付事業 451 万 1,000 円につきましては、養育のため入院が必要な出生体重 2,000 グラム以下の未熟児等に対して必要な医療の給付を行うものです。

次の白丸、地域医療推進事業 4,570 万 2,000 円につきましては、地域住民の健康管理、緊急医療体制を関係団体や広域圏等で構築しているもので、休日などの医科、歯科、調剤を当番制にて確保するもののほか、平日の夜間や土日祝日の二次救急医療に関わるものなどになります。189、190 ページの一番上の黒ポツ、国民健康保険檜川診療所事業特別会計繰出金につきましては、特別会計への繰出金でありまして、詳細については檜川診療所事業特別会計で説明をさせていただきます。

次の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業 164 万円につきましては、産科医の不足を 4 市 9 町村の松本・大北地域全体でカバーするために設立した協議会への負担金となります。

次の白丸、天使のゆりかご支援事業 1,600 万 4,000 円につきましては、不妊または不育症治療に対し、事実婚を含む夫婦に 1 年度に 1 回を限度に自己負担の 2 分の 1、限度額 30 万円を 5 回まで補助するものであります。

次に、2 目予防費になります。初めの白丸、予防対策事務諸経費 2 億 8,902 万 9,000 円につきましては、定期予防接種に関わるワクチン代や医療機関等において予防接種をお願いしている医師への委託料などになっております。説明欄上から 9 つ目の消耗品費ですが、1 億 4,200 万円となっております。これは 14 種類の定期予防接種に関わるワクチンなどになりますが、令和 4 年度は子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開と、これまで積極的勧奨を差し控えることにより接種の機会を逃していた方への救済措置を実施することによりまして接種者が大幅に増えるということが見込まれることから、昨年と比べて 3,900 万円ほど増額となっております。また、その 7 つ下の黒ポツ、個別接種医師委託料 1 億 1,610 万円につきましては、医療機関における個別接種を塩筑医師会へ委託するもので、こちらも接種見込者が増加することから、昨年と比べて 1,210 万円ほど増となっております。また、その 3 つ下の子どものインフルエンザワクチン接種委託料 780 万円につきましては、助成の対象をこれまでの保育園の年少児に当たる 4 歳から 18 歳までを生後 6 か月から 18 歳までに拡大することによりまして 180 万円ほどの増となっております。

次の白丸、感染症予防等対策費 1,937 万 4,000 円につきましては、感染症法に基づき結核等の予防対策を行う経費になります。次のページの 5 つ目の黒ポツの結核健康診断委託料 1,562 万 9,000 円につきましては、結核、肺がん予防のための胸部レントゲン検査及び肺の CT 検査を健康づくり事業団に委託するものです。私からは以上です。

○**ワクチン接種推進室長** それでは次の白丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業 2 億 3,196 万 5,000 円、この事業につきましては、18 歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の追加接種、5 歳以上を対象とした 1 回目、2 回目の接種に係る事業費となりまして、令和 4 年 9 月末までの接種費用等を計上しております。

す。なお、3月11日に厚生労働省から12歳から17歳までの追加接種についての方針が示されましたが、この事業費につきましては補正予算等で対応する予定です。また、対象経費のほぼ全額が国の負担金と補助事業の対象となっております。私からは以上です。

○健康づくり課長 次に、同じページの3目保健対策費になります。2つ目の白丸、健康増進事業6,726万7,000円につきましては、健康増進法に基づく各種がん検診等を実施し、市民の健康増進を図るものです。193、194ページをお願いします。説明欄中ほどの黒ポツ、保健対策事業委託料5,621万8,000円につきましては、胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診等について、集団検診は健康づくり事業団に、個別検診は塩筑医師会に委託し実施するものであります。

次の白丸、歯科保健事業678万1,000円につきましては、乳幼児や妊産婦、成人などの歯科健診や相談等を実施し、歯と口腔の健康増進に取り組むものです。

次の白丸、後期高齢者等保健対策事業3,633万2,000円につきましては、生活習慣病予防のため75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者健診と生活保護受給者を対象とした塩尻市健康診査を実施するなどの経費となります。196ページをお願いします。説明欄、最初の黒ポツ、後期高齢者健診等委託料2,570万3,000円につきましては、後期高齢者健診及び塩尻市健康診査について集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託して実施するものです。なお、その3つ下の人間ドック等補助金192万5,000円につきましては、後期高齢者医療制度加入者を対象に人間ドック受診費用を補助するものですが、こちらは国の補助の廃止に伴いまして令和4年度からは補助額が変更となっております。人間ドックにつきましては、これまで1泊のドックが2万円、日帰りドックが1万5,000円を補助していたわけですが、これを一律1万円に、脳ドックにつきましては1万円のを5,000円に変更して補助することにしております。

次の白丸、食育推進事業737万5,000円につきましては、食育活動を通じて市民の健全な食習慣の定着と健康づくりを推進するものであります。

次の白丸、健康づくり支援事業200万9,000円につきましては、ヘルスアップ委員会の活動や運動指導の実施などにより市民の健康を守る取組を支援すること、また健康ポイント事業を実施するものであります。

197、198ページをお願いします。4目母子保健費、説明欄の1つ目の白丸、母子健診事業7,933万7,000円につきましては、母子保健法に基づき妊婦及び乳幼児を対象に各種健康診査を実施し、母子の健康の保持増進を図るものです。

次の白丸、母子相談支援事業1,719万2,000円につきましては、妊娠、出産、子育てに関する相談、訪問事業等を通し安心して出産、子育てできる環境の整備の充実を図るものです。2か所の安心サポートルームの運営や宿泊型産後ケア事業の実施等が主な取組であります。なお、一番下のマタニティタクシー助成金につきましては、新規事業として分娩の際タクシーを利用した場合、料金の全額を負担するもので、出産における妊婦の不安や母胎への負担を軽減し、また出産する際の経済的負担の軽減を図るものです。私からは以上です。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けました部分のうち、皆さんから質疑があればお願いをいたします。

○古畑秀夫委員 190ページですが、予防対策の関係で子宮頸がんワクチン、以前もやっていて、何かやった後、後遺症が重いというようなことで、途中でやめたというか、あまり勧めないということで来たわけですが、今度はワクチンの種類が何か変わって、その辺の心配は少なくなったということなのかどうかお聞きしたいと思いま

す。

○健康づくり課長 こちらにつきましては、接種することのメリットと副反応等によるデメリット等を国の関係機関等で検討した中で、接種するメリットのほうが大きいということで、このたび積極的勧奨を再開するという運びになったということです。

○古畑秀夫委員 そうするとワクチンの種類とか、改善されたとかということではなくて、接種したほうがメリットは大きいということだけのことですか。

○健康づくり課長 おっしゃるとおり特にワクチンが改善されたとか、そういうことではありません。安心が確認されたということです。

○委員長 ほかにありますか。

○樋口千代子委員 184 ページの生活保護扶助費のところをお願いいたします。先ほど 287 世帯で前年より 2 件減少というなお話がありましたけれども、前年度予算に比べて増額になっている主な理由というのはどうということかということと、287 世帯を現在何人のケースワーカーで担当しているかということをお聞きしたいと思います。

○福祉課長 まず予算につきましては、昨年の 4 月から 9 月の上半期の動向を見まして予算を計上しているものです。その中で世帯累計を見ますと、障がい者世帯、それから高齢者世帯が増加傾向にあるわけなのですが、その中でまず医療費につきましては、医療費が増大しているという原因につきましては、今年の上半期におきまして、高度な治療をされた方がいたために大きくのしたという原因がありまして、12 月のときに補正をさせていただいた経過があります。医療費が伸びたということですが、それに関連する治療するものを見込んでの医療費と、あと住宅扶助につきましては、新しい方が新規に来られるときに、家賃の基本額よりも高いところに住んでおられる方につきましては、限度額以内の家賃のところまで移っていただくというようなことで住宅扶助を支給しておりますので、その辺のところの住宅扶助が伸びております。それから長期入院、それから介護施設に入居されている方で世帯分離をされることによりまして生活扶助が増加しているという傾向がありまして、扶助費の増加を見込んでいるものです。

それからケースワーカーですけれども、今現在 5 人のケースワーカーと査察指導員 1 名です。

○樋口千代子委員 大変なケースが非常に増えてきていますので、ケースワーカーの業務は非常に激務だと思います。やはり人員増とか必要だと思いますので、これは要望ですけれども、ケースの状況を見ながら、今言ったように高度の医療のこととか、世帯全員とか世帯分離とか、本当に大事なところを担っていただいておりますので、その辺はまたよくお願いしたいと思います。

もう 1 点、生活保護のところで、補正予算で更生医療が、透析に通う方が 4 件いらっしゃるというお話でしたけれども、この方たちの移手段というのはどのようにになっているか教えていただきたいと思います。

○福祉課長 生活保護の移動費ということで、タクシー券またはバスを利用する諸費がありますので、4 人ともそういうようなバス、タクシーを利用して病院に通院されておられます。

○樋口千代子委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 今の樋口委員のすぐ下のところの中国残留邦人ですけれども、これはもう既にかかなり高齢化して、

お亡くなりになることによって数がだんだん減っていくと思うのですが、実態として何歳くらいの方で、どこまで支援の対象になるか、生まれた子どもたちの関係もありますので、そこら辺を教えてください。

○福祉課長 支給件数は先ほども申しましたけれども、6世帯で給付者数が8人ということになっておりまして、もう大分御高齢の方がほとんどでして、70歳以上はほとんど超えられている方になっております。こちらの方につきましては、中国残留邦人支援法の法に基づきまして帰国後の安定した生活支援をするための給付ということになっておりまして、制度的には生活保護世帯と同様に行っているものが現状です。

○小澤彰一委員 お子さんたちですけれど、例えば残留孤児として向こうで結婚されてこちらへ子どもを連れてきた場合、どこまでが支給の対象になるのか、教えてください。

○福祉課長 残留孤児としてこちらへ来られた方、その方までということですので、以後は増えてはいかないという状況になります。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 190 ページの一番下のほうの子どものインフルエンザワクチン接種費補助金5万円について説明をお願いします。

○健康づくり課長 子どものインフルエンザワクチン接種費補助金ですが、これは接種した場合に1人当たり1,000円の補助を出すということで、そちらの対象をこれまでの4歳から18歳までを生後6か月から18歳までに令和4年度から拡大したということです。

○柴田博委員 下の5万円のほうです。

○健康づくり課長 失礼しました。こちらは市外で接種された方に対する助成です。

○柴田博委員 市内の初めに説明のあった1,000円というものは、大体どれぐらいを見込んでいるわけですか。それはどこに出てくるのでしょうか。

○健康づくり課長 予防対策事務諸経費の下から6つ目の黒ポツに、こちらの委託料780万円ということで計上しておりまして、7,800件を見込んで計上しています。

○柴田博委員 これは接種委託料だから、これはそういう補助ではないのではないのですか。

○健康づくり課長 こちらは医療機関へその金額を出すものですから、本人への補助ではなくて、医療機関に接種していただいて、1人当たり1,000円を委託料という形でお支払いするということになっております。

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 188 ページ、未熟児養育医療給付事業についてお聞きします。人数がどのくらいいらっしゃるのかで、最近増えているということですが、その人数の推移、過去数年間の間にどのような状況なのかをお聞きします。

○健康づくり課長 人数につきましては、令和3年度はまだ数字が出ておりませんので、令和2年度は申請者数が17名です。令和元年度が23名、平成30年度が14名、平成29年度が9名という形で推移しております。

○山口恵子委員 ありがとうございます。それで、未熟児のおさんは正常で生まれたおさんに比べて成長発達がやはり状況が違いまして、しっかり子どもたちの成長発達に合った形の低体児向けの母子手帳がありますが、

そういったことの活用をしているかどうか、状況が分かったらお聞きします。

○健康づくり課長 塩尻市におきましては、今のところ活用はしていません。

○山口恵子委員 調べたところによりますと、県立子ども病院とかでは「たいせつなきみ」ということでフォローアップ手帳などの活用を進めているようなので、こういった手帳もぜひ推進をして、成長発達に合った形の記録ができるように、ぜひ要望をしたいと思います。市町村独自で低体児向け専用の母子手帳を作って発行しているところもあります。子どもたちの成長を小さいなりにしっかり確認できて喜べるような母子手帳は大事だと思いますので、ぜひよろしくお聞きします。要望です。

○柴田博委員 先ほどの子どものインフルエンザワクチンの関係ですけれども、塩尻市は1,000円ということですが、近隣ではもう少し拡大しているところが多くなってきている傾向があつて、市内でもいろいろな団体等からもっと拡大してもらえないかという要望も来ていたかと思うのですが、新年度については今年度と同じで、それ以上拡大はしないということだと思つたのですが、その辺は検討されたのでしょうか。

○健康づくり課長 今回の予算編成につきましては、対象範囲は拡大するというので検討させていただきました。その金額につきましては、今後保護者の皆さんの御意見等を伺いながら検討をさせていただきたいと思つます。

○柴田博委員 対象者拡大はいいと思つたのですが、その金額については、拡大するかどうかという検討はされてないということですか。

○健康づくり課長 内部では検討したのですが、今年度はまず対象者を拡大すると、そちらから優先してやっていくという形で検討させていただいております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 天使のゆりかご支援事業についてお聞きします。今年4月から国で不妊治療に保険適用が対象に拡大になりました。保険適用する場合、自己負担が3割負担になります。お聞きしたいのは、市の事業では、3割負担になった部分に対しても補助の対象になるのかどうかということ。そして国では、体外受精に関しては43歳未満の女性だということ、年齢制限もあります。さらに回数について、先ほど塩尻市では、1年に1回30万円を上限に1人5回までということでしたが、国では、回数についての数え方ですが、子ども1人につき最大6回と、子どもにつき何回と回数が決められています。それに対して塩尻市の回数の考え方、年齢の考え方についてお聞きします。

○健康づくり課長 天使のゆりかご不妊治療の補助につきましては、保険適用になったということで、県はそれで廃止になったのですが、適用外部分が市で補填されるという考え方になると思つます。今までと変わらない条件で補助していく形になります。回数等につきましても、変わらないような形で補助していくことになります。

○山口恵子委員 塩尻市のホームページを見ますと、1組の夫婦に対して通算5回までとなっていますので、例えば1回目の治療で1人第1子ができて、さらに第2子目も、1組の夫婦に対して5回までという理解をしているのかどうか、その辺についてお聞きします。

○健康づくり課長 御夫婦に対しての1回なら1回の補助ですから、1人目、2人目とか関係なく5回までの補助という形になります。

○山口恵子委員 分かりました。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

ないようですので、4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費までの質疑は終了といたします。

午後1時10分まで休憩をいたします。

午後0時03分 休憩

午後1時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。大分暖かくなってきましたので、上着の脱着は自由になさってください。

それでは、4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費、199ページから212ページまでの説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、白丸の事業がたくさんありますので、重点的な事業及び大きな令和4年の変更点のみ絞らせていただいて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

199、200ページの説明欄の一番下の白丸、廃棄物不法投棄防止対策事業ですが、監視カメラ5台、収集委託業者2業者で監視をしているところです。おかげさまで、少しずつ不法投棄の量が減ってまいりまして、予算的にも毎年100万円単位で事業費を削減して対応できている状況でして、警察との連携もいただいて、警察からも強い支持をさせていただいて進めている事業です。引き続きやっていきますのでよろしくお願いいたします。

201、202ページをお願いいたします。上から2つ目の白丸、狂犬病予防事業の上から3つ目のポツ、犬猫対策委託料です。ここにつきましては、新たに要綱を制定いたしまして、塩尻市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の交付要綱を作って対応するものです。市内に居住する個人または団体が、飼い主のいない猫に動物病院で不妊手術、または去勢手術を受けさせた場合に、その手術にかかる費用を雌1匹につき5,000円、雄1匹につき2,000円を補助して、それぞれ猫が繁殖、特に野良猫が繁殖していかないような状況をつくり出していくということで、この対策の補助金を作って要綱で対応していくものです。

続きまして、6目環境保全費です。203、204ページをお願いいたします。一番上の白丸、自然環境保全事業、下から3つ目、4つ目の黒ポツですが、高ボッチ高原植生管理業務委託料、高ボッチを以前の草原に戻すための事業を引き続き継続して行っているところですが、今年3ヘクタールほど前年度より増やして、低木林、ササ等を伐採してまいりたいと考えております。ただ、いつも大勢の市民の皆さんの御協力で、ビーバーで刈るなら手伝っていただけるというお話もありまして、業者とも相談しましたが、専門的な中から、何でも草を刈ればよいということではないということで、またその辺につきましては、今後検討しながら進めてまいりたいと考えております。

次、6目の一番下の白丸、再生可能・省エネルギー促進事業です。1つ目の黒ポツ、地球温暖化対策実行計画更新業務委託料500万円です。これにつきましては、2050年脱炭素社会の実現に向けて本市の取組を具現化し、第六次総合計画に合わせた実行計画を見直すものです。この実行計画においては、議会でも答弁させていただきましたが、本市の温室効果ガスの排出量の現状等を把握して、本市の自然的、社会的条件に応じた将来予測を立てて、事業者、市民、行政が連携して創意工夫した取組を行うことで、ゼロカーボン実現に向けた施策を図る計画として作成してまいります。

次、7目斎場費の205、206ページをお願いいたします。上の黒ポツの一番下、市外火葬場利用補助金、これも新しく作りました要綱ですが、これにつきましては、下の白丸、斎場施設維持整備費の1つ目のポツ、営繕修繕料を毎年計画的に斎場の修繕を行っているところですが、来年度は3炉ある火葬炉の上に、熱交換器といまして800度で火葬しておりますが、それを200度くらいに下げる機械が2機あります。それを10月に6週間かけて機械の取替えを行うこととなります。そのことに伴いまして、10月は大体いつも例年60件から70件の火葬がありますが、市民の皆さんに市外での火葬をお願いするという形になります。その場合、市外ですと市外料金というのが別でかかってまいります。その市外料金につきまして、市外火葬場利用補助金という形で、市外分の余分にかかった分を補助金として出して、市内の火葬と同じ料金体系でやっていただくということです。6週間ということで、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、我々の斎場のどうしても直していかなければならない部分になりますので、葬祭事業者等しっかり周知をしまして、この補助金があるということの中から、松本、岡谷、茅野、そういった近くの斎場にもお願いし、この営繕修繕を終了させていきたいと考えております。10月に6週間の工事を予定しているものです。

8目霊園費です。東山霊園の管理委託、シルバーに委託している管理費等ですのでよろしく申し上げます。

207、208ページです。2項清掃費1目し尿処理費です。し尿処理施設管理費ですが、衛生センターの運転管理の委託及び適正運転に継続的に必要な点検、検査、営繕修繕等の経費を盛り込んだものですので、引き続き適正に衛生センターの管理を進めてまいりたいと思っております。

209、210ページをお願いいたします。2目ごみ処理費、上から3つ目の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業ですが、可燃、不燃、有害ごみ等の収集運搬及び破碎処理等に係る経費です。その下の資源リサイクルもそうですが、収集業者がパッカー車で収集していることから、この収集運搬につきましては、昨今の燃料費の高騰を少し設計に反映させていただきまして、設計費は増となりますが、車で行う事業ですので、適正に行っていただくように設計費を見直して対応しているところです。

その下の資源リサイクル推進事業です。プラスチック製容器包装、瓶、缶、ペットボトル、紙、その他金属等の資源物を適正にリサイクルする事業ですし、また、最終処分場の一部の焼却灰を資源化している事業です。それぞれ来年においては、議会でも答弁をさせていただきましたが、製品プラスチックの分別について、新たな分別変更を検討してまいらなければいけないということがあります。松本市が先進として進めておりますので、またそこの連携を取りながら、新たな分別の方向に進めることを検討してまいりたいと考えております。

211、212ページ、3項上水道費1目上水道施設費の白丸、水道事業会計操出金ですが、これは水道事業の会計に繰り出すお金となっております。私どものほうで対応しております。大分短めですが、重点的なところだけ説明させていただきました。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けました部分について、関連歳入も含めた質疑を行います。質問はありますか。

○丸山寿子委員 202ページ、上から2つ目の丸の3番目の犬猫対策委託料についてですが、野良猫等がどんどん増えてしまうということで、個人でも負担しながら、こういう猫の対策に当たっている皆さんがいますので、要綱を作っていただいたり、助成が少しずつでも充実するのはありがたいと思います。まずお聞きしたいのは、この委託料の委託先を確認させてください。

○生活環境課長 この補助金につきましては、個人からの申請でも団体からの申請でも受け付けることとしております。

○丸山寿子委員 委託料という名前になっているのですけれど、今までのような団体を通してという場合と、個人の場合もその団体を介してきたかと思うのですけれど、違いましたでしょうか。流れとすれば市に申請をまず窓口としてするのだったのか、その辺をもう一度お願いしたいです。

○生活環境課長 この委託料の中には、新たな要綱を作った補助金のものと、今まで松本の保健所内にある団体への委託料と2つ入ったものです。松本保健所に登録されている団体につきましては、その団体独自の事業として避妊のお金を、補助金を出していただいているものですので、その団体へ申し込んでいただくという形になりますし、塩尻市でも窓口としてその取扱いを行っているところです。また、塩尻市で作った要綱につきましては、市役所の生活環境課に申請書をお持ちいただいて、個人でも団体でもいいですが、申請をしていただくという形になります。

○丸山寿子委員 広報でも特集をやっていただきまして、松本の事件以来、関心も持たれているのでありがたいなと思ったのですが、さらにこういう要綱もできるということで、周知については何か考えていますか。

○生活環境課長 まず今年の2月に広報に載せていただきましたが、やはり飼っている人がしっかりとした責任を持って飼っていただかなければいけないというのが大前提ですので、ホームページ、広報でも定期的に載せる機会がありましたら、今できないでいますが、生活環境課は以前、地区説明会等も行っておりましたので、そういったところで周知ができれば周知を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 204 ページ、再生可能・省エネ促進事業についてお聞きします。地球温暖化対策実行計画を今年度作るということで、区域施策編のほうを計画するということでしたが、市役所の地球温暖化対策実行計画、事務事業編についてはどのようなお考えかお聞きします。

○生活環境課長 先ほども連携の中に行政の立場もあります。そういった中から当然おっしゃったとおり、事務事業編というものも一緒に見直しまして、今後市役所が進めていく各事業において、ゼロカーボンに取り組める、具体的に短期的にすぐ取り組める事業と少し長期的に取り組める事業のような形で、市役所内の事務事業編も同時に作成してまいりたいと考えております。

○山口恵子委員 分かりました。市の予算概要の中でも、グリーン社会の実現として公共施設のLED化を促進するということがありますが、それも事務事業編の一つの関連した事業と捉えればよろしいでしょうか。

○生活環境課長 そのように捉えまして、また施設も計画的な対策の中で行っていくと思いますので、その中に入っております。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 先ほどの丸山委員の質問の内容に関連して質問します。野生化している猫、空き家は家屋が老朽化していきただけではなくて、その中に野生の動物が住む、特に猫が野生化した状態でその中に住み着いて大変な繁殖しているというのがあって、私の近所でもそういうものがあって、非常に特殊な例かなと思っていたら、実は先日、木曾町でも同じような例があって、大変厄介な社会問題になってきている。これは100万円程度の予算ではない、もうかなり深刻な事態が過疎地の中では起こっているのではないかなと思うのです。質問ですけれ

ど、捕獲するという事は何か法的な制限はあるのですか。

○生活環境課長 捕獲するという事は、法的には特にありませんが、あまり多くの猫であったりすれば、県の保健所と、また区長たちとも連携しながら対応する形になるかと考えております。

○小澤彰一委員 多頭飼育が問題になりましたけれど、猫屋敷状態になって、ふん尿の臭いがひどいというのはあります。それはその家の持っている人の管理でいいわけですが、空き家の中で農作物だとか近所の庭先へふん尿を垂れ流すとか、大変いろいろな社会問題になってきているので、今後対策が必要になってくるのではないかなと思うのですが、ぜひ御検討をよろしくをお願いします。

○生活環境課長 個人での多頭飼育ですと個人の責任になりますし、家のところではそういう形になりますが、空き家に関しては、また県とも連携を取りながら、どのように対策できるか進めてまいりたいと思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 204 ページ、高ボッチの件ですけれど、高ボッチの上のところはボランティアがやったり、専門の方が外来種の絶滅をやればいいですが、本当に追いかけて、下の登り口、東山のところはヒメジョオンの群生地みたいになっている。あそこを通過してくる車は全部種を拾ってきますので、下のところからきちんとやらないと、外来種絶滅ということにならないのではないかなと思うのですが、そこら辺のところは何か対策を考えていらっしゃいますか。

○生活環境課長 確かに下の上がっていく途中に大分ヒメジョオンあります。道路沿いですと我々のほうでもできる限りのことをしたいと思うのですが、なかなか現状的に、個人の土地の中にあるものもありまして、広報等で外来生物の除去をお願いしているところですが、個人の敷地のところまでなかなか制御をかける、お願いはできるかとは思いますが、どのようにしていただけるかというのは、また今後検討して対応していきたいと思えます。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、212 ページまでの質疑は終了とします。職員の入替えをお願いします。

次に、5 款労働費 213 ページから 216 ページまでの説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、予算書の 213、214 ページをお開きください。5 款 1 項 1 目労働費の主な事業について御説明させていただきます。説明欄の上から 3 つ目の白丸、労働者福祉対策事業の 1 つ目の黒ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金つきましては、中小企業退職金共済等の掛金を支払った事業主に対しまして、110 事業所 500 人分の掛金の一部を補助するものです。その下の黒ポツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金につきましては、個人事業主を含めました中小企業勤労者の福利厚生を図るため、塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターへの運営補助金でありまして、塩尻市の負担分 568 万 3,000 円と朝日村、山形村の負担分 231 万 7,000 円を合わせて補助するものです。

次の白丸、雇用対策事業につきましては、予算説明資料の 19 ページも併せて御覧ください。一番下の黒ポツ、人材確保支援事業負担金につきましては、令和 4 年度からの新たな事業であり、今後、企業ではコロナ後を見据えた営業展開ですとか社内デジタル化のほか、後継者育成なども図ることが想定され、優秀で即戦力となり、将来会社経営の中核となりえる人材を確保する必要がありますが、そのような場合、大抵有料の職業紹介事業者等を介することがほとんどであり、その手数料が雇用確保のネックとなることもあるため、社員採用のために有料職

業紹介事業者などに払いました紹介手数料の一部、上限25万円、2分の1以内になりますが、こちらを補助することで、市内企業の将来を担う優秀な人材採用を推進するものです。なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしています。

214 ページの一番下の白丸、U I J ターン促進事業の1つ目の黒ポツ、I T 事業者居住費補助金につきましては、I T 事業者の本市への本格的な移住、事業開始及び拠点設置に向けて試行的に移住、創業を行う者に対して補助金を交付するものです。令和3年度の実績につきましては、2事業者が本市でお試し移住を実施しています。続きまして、次の215、216 ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金につきましては、東京一極集中の是正を目指す県のU I J ターン支援事業と連携し、東京圏及び愛知、大阪府の3大都市圏から県の認定を受けた中小企業等に就職し、塩尻市内に移住する単身世帯または2人以上世帯に対し、それぞれ上限60万円、100万円の補助金を交付するものであり、令和3度につきましては、3件の実績がありました。なお、財源につきましては国の地方創生推進交付金を活用しまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担となっています。

次の白丸、高齢者雇用対策事業の最初の黒ポツ、シルバー人材センター補助金1,365万4,000円につきましては、シルバー人材センターの運営に係る補助でありまして、このうち174万3,615円は朝日村が負担するものとなっています。私からの説明は以上です。

○**官民連携推進課長** 続きましての白丸、塩尻型テレワークモデル確立・展開事業になります。こちらはKAD Oの運営に係る経費です。2番目の黒ポツ、塩尻型テレワークモデル強化負担金ですが、受注業務の拡大と業務体制の拡充に関わるものの経費です。大きく分けまして3つほどあります。企業からニーズがありますDXのサポートチームに関する研修のものがまず1点。それから、ワーカーを束ねる職員としてディレクターというものがありますけれども、このディレクターの人材育成に関する研修費。それから、新規で入ってまいりますワーカー等の人材育成の研修費等を盛っています。こちらの4,000万円ですが、2分の1は地方創生推進交付金を活用させていただいております。私からは以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 続きまして、2目ふれあいプラザ運営費、説明欄2つ目の白丸、ふれあいプラザ運営事業につきましては、講座の開催やプラザ運営に必要な経費となります。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けた部分の関連歳入も含めた質疑を行います。質問のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

ないようですので、216ページまでは質疑は終了といたします。職員の入替えをお願いします。

それでは、次に進みます。6款農林水産業費217ページから236ページまでの説明を求めます。

○**農業委員会事務局長** 予算書217、218ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費から御説明いたします。予算額につきましては、5,115万6,000円です。

218ページ、説明欄2番目の白丸、農業委員等活動費2,184万4,000円ですが、農業委員及び農地利用最適化推進の活動に伴う経費です。主なものは1番目のポツ、農業委員等報酬です。

次に、4番目の白丸、農業委員会事務局諸経費276万2,000円ですが、この経費は、農業委員会事務局の諸経費です。主なものは、下から4番目の黒ポツ、農地地図情報検索システム業務委託料190万3,000円ですが、農地基本台帳の農地所有者の住民記録、農地の地番、面積などの情報、それから地図データの更新を委託するもの

です。私からは以上です。

○**農林課長** それでは、予算書 219、220 ページをお願いいたします。3目農業振興費中1つ目の白丸、園芸産地基盤強化等促進事業になります。上から5つ目の黒ポツ、野菜価格安定事業補助金 900 万円は、野菜生産出荷安定法に基づき、野菜価格の下落時に生産者への補給金として交付される、野菜価格安定制度の基金造成に関わる農家負担低減のための補助金であります。

次に、予算書 221、222 ページをお願いいたします。2つ目の白丸、有害鳥獣駆除対策事業になります。下から5つ目の黒ポツ、有害鳥獣駆除対策協議会負担金 911 万 6,000 円は、野生鳥獣の駆除活動を実施しております協議会への負担金でありまして、負担金の内容は、小型獣から大型獣の駆除費が主なものであります。

次に、その下の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業になります。1つ目の黒ポツ、果樹園整備促進事業補助金 1,825 万 5,000 円は、果樹産地として生産振興を図るため、果樹園整備や優良苗木導入、ブドウの雨よけ施設整備に関わる補助金であります。

次に、その下の白丸、中山間地域等直接支援事業になります。予算書は 223、224 ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツ、中山間地域等直接支払交付金 2,920 万 1,000 円は、急傾斜等で作業効率が悪い中山間地域におきまして、集落の将来像を明確化し持続的な農業生産活動の実現を図るため、農地の保全活動を行う農業者に対して支払う国の交付金事業でありまして、財源としましては、国3分の1、県3分の1の補助率となっております。

次に、その下の白丸、農作物自給率向上事業になります。下から2つ目の黒ポツ、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 453 万 5,000 円は、国の経営所得安定対策を推進するため、市農業再生協議会の活動に対する補助金であります。

次に、その下の白丸、農業経営体育成支援事業になります。予算説明資料は 20 ページとなります。本事業は、地域農業の持続的発展と振興のために、新規就農者と農業の担い手の育成支援を図る事業でありまして、下から8つ目の黒ポツ、新規就農者機械導入事業補助金 523 万 3,000 円は、新規就農者が経営に必要な機械、器具等の購入に要する経費を補助するものであります。次に、その2つ下の黒ポツ、新規就農者育成総合対策事業補助金 1,500 万円は、これまでの国の農業次世代人材投資資金を継承する補助金でありまして、主な内容は、新規就農者への支援としまして、経営開始後最大3年間にわたり支援金を交付するもので、補助率は10分の10となっております。

次に、その下の白丸、農業再生推進事業になります。予算書 225、226 ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、ワイン銘醸地振興事業委託料 191 万円は、次世代のワイン産業を支える人材の育成確保を図るため、塩尻ワイン大学の企画運営の助言や醸造に関する講座の講師など、塩尻ワイン大学運営に関わる業務委託料でありまして、令和4年度からは第3期のワイン大学開校となり、より一層の産地振興に加え、地域農業の持続的発展と追加成果を図るものであります。

次に、その下の白丸、農業公社運営事業 1,707 万 5,000 円は、農業公社への運営補助金でありまして、公社による農業支援事業や耕作放棄地解消事業などを通じて地域農業の振興を図るものであります。

次に、4目農村総合整備費の白丸、農業集落排水事業会計操出金 1億9,859万3,000円は、農業集落排水事業の経営安定を図るため、一般会計から農業集落排水事業会計に繰り出すものであります。私からは以上です。

○**農業委員会事務局長** では、続きまして5目農地流動化促進活動事業費について御説明いたします。予算額につきましては、1,304万4,000円です。主なものは一番下のポツ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金1,200万円であります。この事業は、農家の高齢化が進む中、遊休農地の発生防止を図りながら、担い手農家を育成するため、農地の借り手農家に対しまして奨励金を交付し、農地の流動化を進め、農業経営の安定を図るためのものです。私からは以上です。

○**農林課長** それでは、予算書227、228ページをお願いいたします。6目農地費の2つ目の白丸、土地改良事業になります。予算説明資料は20ページになります。下から10個目の黒ポツ、農業農村基盤整備工事5,040万円は、農業生産基盤整備として地元要望に基づく農業用施設の整備や更新に関わる工事費であります。なお、本事業の財源は、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金や起債などで4,700万円余となっております。その5つ下の黒ポツ、多面的機能支払交付金事業補助金9,290万8,000円は、農業農村の有する多面的機能の維持・発展を図るため、地域の共同活動を支援するものであります。現在市内8地区、約1,600ヘクタールを対象としておりまして、財源は日本型直接支払制度に基づき、国が2分の1、県が4分の1となっております。

続きまして、予算書229、230ページをお願いいたします。一番上の白丸、減濁水対策施設維持管理事業2,300万5,000円は、JR塩嶺トンネル、中央道塩尻トンネルの減濁水対策施設である送水機場や揚水機場などの維持管理費であります。

次に、その下の白丸、ため池耐震化事業になります。一番上の黒ポツ、設計委託料1,690万円は、国の農村地域防災減災事業に基づき、ため池の耐震性について調査点検を実施するものであります。なお、財源としましては、国の農業農村整備事業補助金が充てられまして、補助率は10分の10となっております。

次に、その下の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業であります。2つ目の黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金5,625万3,000円は、洗馬妙義地区及び今村堰の県営事業に関わる負担金であります。なお、財源としましては、公共事業等債3,400万円余を予定しております。

次に、8目土地改良施設維持管理適正化事業費の白丸、土地改良施設維持管理適正化事業になります。上から4つ目の黒ポツ、ポンプ施設維持工事2,230万円は、諏訪洞揚水機場の高圧受電設備の更新工事に関わるもので、財源といたしましては、国の維持管理適正化事業交付金を予定しておりまして、市拠出金を含め事業費の10分の9が歳入として見込まれております。

続きまして、予算書231、232ページをお願いいたします。2項林業費1目林業総務費の2つ目の白丸、林業被害対策事業になります。予算説明資料は20ページになります。下から2つ目の黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料4,700万円のうち、松枯損木処理委託料が1,700万円となっております。松くい虫の侵入防止緩衝帯整備事業委託料が3,000万円となっております。令和4年度の緩衝帯整備につきましては、小曾部沓沢湖周辺や奈良井川段丘林等予定しております。なお、財源としましては、国の森林病虫害等防除補助金や県の森林づくり推進事業補助金を予定しております。

次に、その下の白丸、木質バイオマス地域循環システム形成事業であります。予算書233、234ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツ、放射能測定器保守点検委託料26万4,000円は、事業者、地元区、市により協定を締結しております環境保全協定書に基づき設置をいたしました放射能測定器の保守点検委託料であります。

次に、2目治山林道費の白丸、治山林道事業になります。下から3つ目の黒ポツ、林道改良工事2,510万円は、

林道片丘線の改良工事費が2,100万円、林道小曾部線の橋梁補修工事が410万円であります。財源としましては、国の地方創生道整備交付金が、国が100分の50、県が100分の1の補助率で充当される予定です。

次に、3目造林費の一番上の白丸、森林再生林業振興事業になります。予算説明資料は20ページになります。下から3つ目の黒ポツ、森林適正管理事業委託料1,000万円は、森林環境譲与税を活用した事業でありまして、その事業内容は、生活圏域に隣接する森林において、防災減災の観点から緊急性の高い森林の整備を実施するものであります。今後、地元要望に基づき整備の緊急性や必要性、また、森林所有者との合意形成等を含め、優先順位を判断し整備を進めていく予定であります。次に、その2つ下の黒ポツ、森林整備補助金4,413万7,000円は、林業事業者が実施します森林経営計画等に基づく森林整備におきまして、県の補助金の交付決定を受けたものに対し、市が交付する上乗せ補助金であります。

続きまして、予算書235、236ページをお願いいたします。一番上の白丸、森林活用推進事業になります。下から2つ目の黒ポツ、森林活用推進負担金6,405万5,000円は、森林公社への負担金でありまして、令和3年度、それから令和4年度とプロパー職員を採用する予定でありまして、さらにこれまで地域林政アドバイザー1名の常勤をしており、専門性が高い人材が配置されつつあることから、令和4年度は派遣職員を2名から1名といたしまして、引き続き森林集約化の促進、また、民有林整備とそれに伴う事業体育成をより一層加速させると共に、バイオマス発電燃料供給事業も継続して進め、山側への利益還元と域内循環システム形成の具現化を図ってまいります。

次に、その下の白丸、木質バイオマス活用促進事業になります。一番下の黒ポツ、木質バイオマス利用設備費等補助金726万円は、再生可能エネルギーの域内循環を図るため、まきストーブ、ペレットストーブの設置等を支援するものであります。6款農林水産業費の説明は以上になります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○**委員長** ただいま説明を受けました部分の関連歳入を含めた質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 220ページの一番下のほう、野菜価格安定事業補助金ですけれども、具体的に、どんなものにどれくらいの補助金が出るのか、説明をお願いします。

○**農林課長** これは、野菜価格安定集荷法に基づいて、野菜価格が暴落したときに補給金が支払われる、そういう制度です。指定産地という指定がありまして、塩尻市においては春キャベツ、夏秋キャベツ、春夏秋レタス、またキュウリやトマトなど、そういったものを一定の基準を価格が下回った際に、補給金が支払われるという制度であります。これは基金の造成をしているところでありまして、国が6割、県が2割、生産者が2割。その生産者の一部を、この事業によって補填しているものです。以上です。

○**柴田博委員** これは、塩尻市独自の事業ではなくて、国の法律にのっとった事業で、どこでもやっているということですか。

○**農林課長** 柴田委員おっしゃるとおりで、国の事業です。

○**柴田博委員** 塩尻市独自に、このような関連で野菜等に対する補助みたいなものはないのでしょうか。

○**農林課長** 担当係長から答弁します。

○**農業振興係長** 農業振興係のホンダです。よろしく申し上げます。このような価格が落ちた場合の補填につきましては、塩尻市は収入保険の補助をしております。それは他市より大きい、2分の1補助をさせていただいて

おります。

○柴田博委員 前に聞いたことあるかもしれませんが、収入保険をもう少し詳しく、どのような場合にどのような補助が支給されるのかをお願いします。

○農林課長 係長より答弁いたします。

○農業振興係長 収入保険ですけれども、自然災害による減収に関わらず所得が落ちた、例えば、今回のコロナ禍において所得が落ちたとか売上げが伸び悩んだという場合に、収入の基準価格の9割落ちた場合に、その9割を補填するというものです。

○山口恵子委員 その収入保険に関連してお聞きします。先ほどの野菜価格安定事業補助金でも価格低下を補助するということだと思うのですが、収入保険制度と両方併せて利用ができるのかどうか、分けて対応しているのかどうかをお聞きします。

○農林課長 係長より答弁いたします。

○農業振興係長 本来ですと、収入保険と野菜価格安定事業補助金、同時に受けることはできないのですが、今年度と来年度につきましては、試験的に両方受けるようにして、農業者の皆さんの動向をうかがいます。ですので、来年度につきましても、両方受けることができるというものです。

○山口恵子委員 生産者の動向を確認するということですが、行く行くは生産者の皆さん、収入保険に加入をさらに促進していくという、そういった目的や狙いがある、この事業をしているのかどうかをお聞きします。

○農林課長 山口委員おっしゃるとおり、今後は収入保険の加入促進を図っていくというもので、今試験的に同時加入を行っているものです。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今回の関連で、収入保険の加入率は増えているのでしょうか。そのように、市が2分の1補助をしてくれているということで、大変ありがたい制度なのですが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○農林課長 令和2年度の収入保険の加入率は、まだ令和2年度から補助を始めたものでありまして、令和2年度は全体の3.6%。それから、この全体というのは、農林業センサスの青色申告者が分母になっている、そのうちの加入している人数という計算ですけれども、令和3年度は、現時点で5.8%という状況です。

○古畑秀夫委員 違う質問をします。その下の松本南西部地域の例の風食防止の対策負担金が20万円ということで、南西地域で、朝日村、山形村含めて松本市と、協議会でやってはいると思うのですが、なかなか成果が上がっていないとか難しいですね。朝日村も試験的に畑の隅に麦をまいたりとか、いろいろなものをやっけて、私も見に行ったのですが、あれでは駄目だなと感じました。農業者の皆さんも、早い野菜など、砂ぼこりがかかって被害を受けているというのが現実ですので、その辺もっと農業者全体で何とかしなくてはいけないと思います。この近辺の皆さんにも、大変な御迷惑をかけているわけですので、もっと具体的な、例えば、何百町歩もあるので大変ですけれども、畑の半分くらいは麦をまいてもらう。それで麦をまくと、春先の早い野菜はつくれないものですから、3回4回もかけないと、マルチ敷いて植えつけるという形にならないものですから、その辺のところの手間や燃料代、そのようなことも補助するとか、いろいろな工夫をして前へ進めてもらいたいと思います。これは難しいことだと思いますけれど、なかなかそのまま会議はやっているけれど、あまり前へ進んでいない印象を受けるので、もっとその辺を掘り下げて真剣に取り組んでもらいたいと思います。山形村長も、自分

のマニフェストに掲げてやっているようですけど、なかなか進んでいないということのようです。そういったことも含めて、しっかり取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○**農林課長** 普及促進に関して、その労務費などの補助については、今後しっかり検討していく必要があると思います。今年度の実績について、若干触れさせていただきます。その協議会が配付している、または販売している麦というものが、規格外麦で1万9,000キログラム、それから緑肥麦で約3,300キログラムという実績があります。これを面積換算すると、約160ヘクタール分ということで、先日も県会で質問が出されたと思いますけれども、これを全体のレタスの作付面積に対して比率を算出した場合、33.7%くらいがこの緑肥麦、それから規格外麦によって、麦がまかれたという考え方ができると思っております。

それから、一つの事例でありますけれども、風食防止協議会において、今年度佐久市へ視察を予定しておりました。佐久市におきましては、秋に収穫が終わった後に施肥をして、それから耕起して、マルチを敷くという作業をしております。越冬マルチとか越年マルチというものの取組をもう既に15年前から導入しているということです。春先の風食防止の対策もありますし、春先の定植をスムーズに進めるためのマルチを耕作が終わったらするという取組をしております。今回コロナの関係で視察ができなかったのですが、また機会を見て、協議会で視察を計画していると思います。また、山形村の鉢盛中学の近くでは、同じような形で試験的に、小規模な面積ではありますが、越冬マルチを敷いて、そのマルチの劣化具合とかマルチの中の土壌、水分量などですが、そういった実証実験を行っております。そういった実証実験、視察も含めて、こういった越冬マルチが有効的であれば、普及していきたいと考えております。

○**古畑秀夫委員** そういうことで、いろいろな取組をぜひやっていただきたいと思います。

○**委員長** 基本的な確認をさせてください。この風食防止対策協議会の構成と、どこが事務局をやっているか教えてください。

○**農林課長** この協議会の事務局は県になりまして、松本の農業農村支援センターになります。県も含め関係市村が、塩尻市含め松本市、山形村、朝日村という構成になっております。

○**委員長** それと、これは長年の懸案事項で、しっかり予算をつけて検討をしていかなければいけないと思うのですが、例えば国からの補助金などの受け皿にはなる協議会なのですか。

○**農林課長** 今ここで受け皿になるかどうかははっきり申し上げられません。もしそういったものがあれば、協議会を有効的に活用して補助金を受けていくようなことも、協議会に対して提案していきたいと思っております。

○**委員長** 分かりました。ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 224ページの、新規就農者の関係で、ここに幾つか事業補助金があります。国の事業も少し変わってきて、新規就農に当たっての機械の導入など、かなり手厚くなってきています。予算がつけてあるということは、ほぼ来年度は、何人かがこれを活用することを把握して予算化してあるということでしょうか。中身も含めてお願いします。

○**農林課長** この事業につきましては、先ほども若干説明させていただきました。去年は、農業次世代人材投資事業補助金ということで、同様1,500万円を計上させていただいております。国が示した継承する事業が、新規就農者の育成総合対策事業というものでありまして、その内容につきましては、先ほど古畑委員おっしゃいましたように、経営発展支援事業というものが一つあります。これは、機械の導入や設備の導入、購入等に対して、

最大で1,000万円補助するものであります。今回予算化してあるものは、そのメニューの一つにあります資金面の支援で、経営開始資金というものです。新たに経営を開始する方に対しまして、資金を助成するというものがあります。支援額は月12万5,000円。これは年間で150万円ですけれど、継続して受ける方が8名おります。また、新たに受ける方が今2名予定をしております、合計10名分の予算計上となっております。

○古畑秀夫委員 それと、下から黒ボツ4つ目の農業用機械導入補助金。これは今までもあった補助金、新規ではなくて、一般農家が5人共同利用でなくても、1人でも補助金が受けられるような制度に変わったようですが、351万3,000円というのはその部分ということですか。

○農林課長 この機械導入補助金は、令和2年度から新規スタートしている事業でありまして、財源は単費になります。要件としましては、5ヘクタール以上の経営面積または農作業を行っている方、それから人・農地プランに位置づけられている方でして、補助率は10分の3で上限100万円ということになっております。令和3年度につきましては、今現在で3件、令和2年度につきましては、4件の実績があります。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 236 ページの一番下の、木質バイオマス利用設備費等補助金ですけれど、まきストーブやペレットストーブの設置に対する補助ということですが、1件当たりの補助額と、想定される件数、この予算でいくとどれくらいになるのか、お願いします。

○農林課長 令和3年度の実績が、ペレットストーブが6件、それからまきストーブが18件でありまして、ペレットストーブの燃料が34件、それからボイラー1件、ペレットボイラーの燃料の補助が1件となっております。補助単価につきましては、ペレットストーブが1件当たり20万円、ペレットボイラーが50万円、それからまきストーブにつきましては、30万円が上限となっております。それからペレットストーブの燃料が10キログラム当たり150円余りで限度額が1万8,000円です。

○柴田博委員 燃料費の補助等も入っているということですから、単純じゃないと思いますが、726万円という金額については、ペレットストーブとまきストーブとペレットボイラーと、それぞれ想定している件数が、もし分かれば教えてください。

○農林課長 担当の主査から答弁いたします。

○林業振興係主査 あくまで予算策定の見込みですが、ペレットストーブ9件、ペレットボイラー8件、まきストーブ12件。燃料の関連ですけれども、ストーブ用が20件、あと、ボイラー用が1件ということで、それぞれ予算を見ております。

○柴田博委員 このくらいの数字については、大体数年間こんな感じなのでしょうか。それとも、新年度で特に変えた部分はありますか。

○農林課長 例年このような推移で来ておりますけれども、ペレットストーブ、まきストーブ等は、非常に設置する方が多く増えているような状況であります。また、これは県の木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金というものも活用しながらやっております。そういった財源も含めて、今後もしそういった要求等があれば、また拡大等の検討もしていきたいと思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○横沢英一委員 228 ページの土地改良事業の多面的機能支払交付金事業補助金の説明なのですが、先ほど8区

で1,080ヘクタールと言っておられましたけれど、これは相吉などの事業の中に入っているということでしょうか。

○農林課長 担当係長より答弁します。

○農業振興係長 北小野地区につきましては、たのめで行っている事業が、8区の中の1地区ということでやっております。

○横沢英一委員 大変な荒廃農地が山間部については、非常に多くなってきているのですが、なかなかこの事業をうまく使っていくと、非常に効果があるということで、地域の皆さんも今後増やしていきたいという考えはあります。これは今後も、面積等については、市としては拡大してもいいという考えはありますか。

○農林課長 これも国が2分の1、県が4分の1の財源がありますから、また地元でそのような地域活動を積極的に進めていきたいという要望に基づいて、その辺は検討をしていきたいと考えております。

○横沢英一委員 ありがとうございます。地域の皆さんが、そういう意欲があるという場合は、ぜひまた事業の中に取り組んでいただけるようお願いをしたいと思います。

230 ページになりますが、土地改良施設維持管理適正化事業のポンプ施設維持工事ということで、先ほどこの工事は諏訪洞ということをおっしゃられたのですか。どのような工事を考えていますか。

○農林課長 係長より答弁します。

○農業振興係長 来年度につきましては、諏訪洞揚水機場の受電設備の更新です。保安協会から更新時期という注意等が来ておりますし、現地を確認してそろそろということで、昨年度こちらの補助事業にも申請を上げておりますので、一応その内容でやっていきたいと考えております。

○横沢英一委員 昨年はお盆に大きな災害があって、一級河川の県の復旧が、まだ完全に終わってないのです。そして、水も足りなくなる可能性は考えられる気がします。この事業は、230 ページの減渇水対策施設維持管理事業の中に電力使用料とあるのですが、この中の電気料で上げていると、そういう考え方でいいですか。

○農林課長 横沢委員おっしゃるとおり、この減渇水施設に係る電気使用料ということであります。

○横沢英一委員 そうすることで、復旧なども大分残っているものですから。水が足りなくなる可能性はないわけではないですから、またそういうときにはうまくこちら辺を活用してもらったりして、ぜひ対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 2点お願いします。222 ページの有害鳥獣駆除対策事業ですが、これは動物ごとにどのくらいの駆除の目標が、頭数でもしあればお願いします。

○農林課長 目標頭数につきましては、係長より答弁させていただきます。

○農林振興係長 有害鳥獣目標頭数ですけれども、こちら有害被害防止計画がありまして、3年間分計画しております。ツキノワグマにつきましては必要数です。ニホンジカが300頭、ニホンザルが250頭、イノシシが100頭ということで計画しております。

○副委員長 イノシシですが、最近例えば、奈良井の私の付近の畑や山の状況を見ると、イノシシがすごく減って、豚コレラが影響ではないか、山の中でかなり死んでいるのではないかという話なのですが、9割くらい減っているという人もいます。今、100頭という話なのですが、状況はいかがですか。

○農林課長 令和4年の1月末時点の駆除頭数ですが、シノシシにつきましては46頭となっております。

○副委員長 それは、前年や過去に比べていかがですか。

○農林課長 令和元年度につきましては86頭でありました。ところが、その豚コレラ等の影響で、令和2年度が年間47頭であります。令和3年度は、豚コレラ以降はかなり少なくなっている状況が見受けられます。

○副委員長 生態もそのように変わってきているという中で、100頭捕ってもらうのはありがたいことなのですが、いいことか悪いことか分かりません。山の雰囲気、猿や熊も含めて、すごく変わってきているのではないかと気がします。生態の学術調査をやれとか、そういう話ではないですが、どのくらい何を捕ればいいのかということに敏感になってやったほうがいいのではないかと。これは私の所感として、聞き流していただければいいです。

もう1点。236ページ、森林活用推進事業の中で、森林公社の活用推進負担金、プロパー職員の採用を予定しているという説明があったと思います。どのような職種、人を期待して採用をされますか。

○農林課長 プロパー職員につきましては、令和3年度にも1人採用しております。令和4年度も1人採用を予定しておりますが、これは林業大学の卒業生であります。また、先ほど説明の中で申し上げた地域林政アドバイザーの方は森林組合のOBです。

○副委員長 ここで1人がどういう方が当てはまるか分かりませんが、高度な機械、集材機や重機、こういったオペレーターで優れた技術を持つ人を、地域の林業は採用したりする必要があるのではないかと、林業の振興といったときに、それは欠かせない要素ではないかと気がします。そのときに、民間の事業者が雇用してそれを確保していくのはとてもいいことだと。森林公社がそういう人を、行く行くは地域のそういう会社に指導したり、重機やそういった高度機械を普及させていく、これをやらないと林業が伸びて行かないと私は思います。そういうスキルを持った人を、今回の人がそれに当たらなければいけないというわけではないですが、ぜひその目線で採用、特に公社のある意義の一つではないかと私は思いますので、これは意見にさせていただきます。そんな方向をぜひ取っていただきたいと要望にさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 今のところの一番下の黒ポツ、木育推進負担金についてです。コロナで全体的に市のほうでも行事等ができないでいて、いろいろな推進してきたことが見えなくなっているのですが、令和4年の木育推進の予定について教えてください。

○農林課長 木育推進負担金はウッドスタート事業に関わる負担金です。平成25年に本市はウッドスタート宣言をして、その後、平成27年度からウッドスタート事業を行っています。新生児の方々に、木製玩具を進呈する事業です。この負担金は、塩尻商工会議所へ負担しているものです。その内容につきましては、おもちゃの購入費、ガイドブックの購入費、またそのおもちゃの監修など、そういうこともやっております。玩具の進呈の状況ですが、令和2年度は、出生者数480名中309名に玩具を進呈しておりまして約64%。それから令和4年2月末時点で、出生者数が389名中このおもちゃの進呈が241名で、約62%という状況です。

○丸山寿子委員 ウッドスタートの場合は行事とかは関係ないですが、いろいろな行事がない中で、今まで見えてきたものが、展示してあったものが見る機会がないとか、木育精神という意味でも、目にも触れなくなっているというのは思います。この推移を見ると、受け取っているパーセントは同じくらいだと思いますので、引

き続き木に触れる機会を、小さいときからまた市でも推進していただけたらと思います。

それと関連してお聞きしたいのですが、木育フェスティバルも何年かやれていないのですが、市の担当としたら、商工会議所が力を入れてやっけていただいていますけれど、課でいえば森林課だったでしょうか。

○農林課長 主査より答弁いたします。

○林業振興係主査 今御質問いただきました、木育フェスティバルの関係ですが、丸山委員御指摘のとおり、商工会議所が実行委員会という形で協議体を設けておりまして、その事務局は商工会議所の職員が担っています。その中のメンバーとして、市の農林課の林業振興係が参画をしています。その中には商工会議所、事務局として県の林業総合センターだったり、県の地域振興局の林務課だったり、あと木材作家だったり、そういったメンバーが名を連ねて、事務局体で運営をしている状況です。

○丸山寿子委員 行事もいろいろやれなくなっていますが、またやれる見込みも出てくるかもしれませんので、そういう実行委員会で、市でも底辺から協力をいただけたらと思います。

○委員長 ほかにありませんか。ないようですので、236 ページまでの質疑は終了といたします。

2時40分まで休憩とします。

午後2時27分 休憩

午後2時38分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

次に進みます。7款商工費、237 ページから 250 ページまでの説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、予算書 237、238 ページをお開きください。7款1項1目商工総務費につきまして、2つ目の白丸、商工総務事務諸経費の1つ目の黒ポツ、商工業振興審議会委員報酬につきましては、市が設置します審議会開催に伴う15人分の報酬です。

続きまして2目商工振興費、最初の白丸、地域企業経営革新プロジェクト推進事業につきましては、予算説明資料19ページも併せて御覧ください。3つ目の黒ポツ、中小企業人材支援事業委託料につきましては、令和4年度からの新規事業です。現状、人材不足や経営課題などを抱えております市内企業の多くが問題解決のために取引銀行などの各支援機関に相談するケースがほとんどですが、相談内容が多岐にわたることが多く、各支援機関が持つ支援リソースが共有されておらず、お互いに連携することができていないケースが見受けられます。そのため、今回市内支援機関、銀行や振興公社などと行政、商工会議所などで連絡会議を設けまして、それぞれ抱えている市内企業の問題等の情報を共有することで、企業の課題の明確化や課題解決までのサービス選定などを行うもので、業務を担うコンサルタントが主体となって、課題解決までの伴走支援体制をつくり上げていくものです。なお、この財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしています。

3つ下の黒ポツ、商工業振興対策事業負担金につきましては、市内の中小企業が展示会へ出店する際の費用を補助する受発注支援事業や新製品の開発、新技術の研究を行う費用を補助する創造的技術開発事業のほかに、コロナ禍以降ICTの活用が全国的に進んでいる状況において、市内企業の競争力向上を図るため、令和4年度か

ら販路開拓や人材採用、生産性向上などで、社内のデジタル化の推進を目指す取組に対して、費用の一部を補助する中小企業デジタル化促進事業を補助率2分の1、上限30万円になりますが、こちらを新たに設け、アフターコロナを見据えた事業者支援をしていきたいと考えております。なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしています。

次に、予算書の239、240ページをお開きください。最初の白丸、中小企業融資あっせん事業につきましては、市内企業の安定した経営を下支えし、地域経済の向上と雇用の確保をするための制度融資の事業です。なお、令和2年度に創設しました新型コロナウイルス感染症対策特別資金の最長2年の据置き期間がここで終了しますが、利用事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の長期化によりまして、返済資金の確保が厳しいという声もあることから、令和4年度に当該資金の借換えが可能で、利率を低利とすると共に、据置き期間を最長2年設ける新たな融資制度を創設し、引き続き金融機関や信用保証協会などと協力を得ながら、事業者支援に努めてまいりたいと考えております。

3つ下の白丸、企業立地促進事業の5つ目の黒ポツ、工場等設置事業等補助金につきましては、工場等の新築、増築による建物と償却資産の固定資産税相当額を、1億円を限度に最大3年間補助するものでありまして、令和4年度は令和元年度以降に工場等を新設、または増設しました5社に対して支援をする予定としております。

その下の白丸、商業地活性化事業につきましても併せて予算説明資料19ページを御覧ください。4つ目の黒ポツ、大門駐車場設備改修負担金につきましては、老朽化している設備等を令和元年度から計画的に改修するための負担金です。令和4年度は、高圧受電設備の改修や移動式粉末消火設備の更新のほか、大門駐車場の床板の改修工場を計画しております。床板はデッキプレートの一部で腐食、さび等になりますが、こちらを確認したため、令和4年度に市内の建築士による調査等を実施し、腐食が確認されました2階から6階の建物中央付近、複数箇所につきまして緊急的に改修工事を行うものです。工事内容につきましては、腐食した床板を駐車区画単位で取り壊し、新たにデッキプレート及びコンクリート打設して修復する作業を繰り返し、6月から約半年かけて改修する予定としております。なお、利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、危険のないように現場対応してまいりたいと考えております。

次の白丸、創業支援事業の黒ポツ、特定創業支援事業負担金につきましては、塩尻商工会議所が塩尻市創業支援計画に基づき、経営債務、人材育成、販路開拓などのセミナーを開催するための負担金です。なお、この事業につきましては、地方創生推進交付金が財源です。

その下の白丸、ワイン産業振興事業ですが、241、242ページをお開きください。一番上の黒ポツ、ワイナリー等設置事業補助金につきましては、市内におけるワイナリーの整備を促進することにより、ワイン産業の振興を図るため、ワイナリーの新築、増築、または改築を行うものに対して、固定資産税相当額を3年間補助するものであり、令和4年度につきましては、令和元年度以降に建設されました3件が対象となっております。

その下の白丸、起業家教育事業の黒ポツ、高校生起業家教育事業委託料につきましては、高校生を対象に進学、就職のほか、起業への関心を高めること、そして将来のキャリア選択の幅を広げ、起業家精神のあふれる人材を育成することを目的に、セミナーやワークショップなどを開催する事業を振興公社に委託するものです。令和4年度も引き続き、起業に関心のある学生と起業家の触れ合う機会を創出すると共に、事業化を促進する継続的なプログラムを実施し、壁打ち型のフィードバックを継続的に行うことで、参加者の事業アイデアの具現化に向

けた支援を行ってまいります。この事業につきましても、地方創生推進交付金を充当しています。

その下の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の第6波により、回復途上にありました地域経済が再び厳しい状況となったことから、地域経済の下支えを行うことを目的に、3度目となりますが、プレミアム付商品券事業を実施するものです。なお、発行時期や販売方法等につきましては、今後開催する塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会で決めてまいります。現時点では昨年同様、7月の販売開始に向けて準備を進めております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。説明は以上です。

○官民連携推進課長 その下の白丸、シビックイノベーション推進事業ですが、スナバの運営に関わる経費です。主に地域おこし協力隊3人の経費等を計上しています。下から2つ目、新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業補助金ですが、新年度は1件を予算化しています。上限150万円になります。その下のインパクト投資推進負担金ですが、社会、地域課題を解決するソーシャルビジネスの支援の1つで、昨今、日本の全国的にはやっているものですが、ここで言うインパクトとは、事業や活動の結果として、社会的、環境的な変化や効果を数値化して表すものです。その投資ですので、財務的なリターンと並行して前向きな測定可能な社会的、環境的な指標を同時に達成することによって事業の推進を図っていくものです。スナバでいろいろな事業をやられている方がいるのですが、先ほど説明した補助金ですとか銀行の融資にまで到達しないような事業を結構やりたいという方がいらっしゃいます。そのような場合に、単なる売上げですとか商品が幾つ売れたではなく、慈善として地域にどれだけ貢献したかですとか、環境に対してどのような影響を及ぼしたかというのを指標で表して、そこに賛同いただける投資家の方がお金を拠出して事業を成長させるというものです。民間企業で3社ほど、こういうものを指南している会社がありますので、こちらの仕組みづくりを委託して行うものです。

その下の塩尻型Ma a S構築事業ですが、今年度に引き続きまして、来年度、Ma a Sの事業で1,900万円、自動運転で2,000万円実施するものです。自動運転は2025年、全国40か所において市街地の自動運転の実装化を国で目指していますので、本市としても何らかの形で形づくっていききたいということで、引き続き実証実験を実施してまいります。広域Ma a Sですが、今年度から取り組んでおります松本の総合病院への通院に関しまして、次年度、いよいよ実装に関するサービスを開発してまいります。現実的にいろいろ課題等も見えてきておりますので、実際に乗り継ぎでの課題ですとかリアルにJRが運休ですとか遅延があった場合、どのように影響していくかということも図りながらやっていきますが、2023年のサービス実装を予定して、次年度、事業は取り組んでまいりたいと考えています。

その下の白丸、(仮称)地域DXセンター整備事業7,000万円ですが、先般、御議論いただいた地域DXセンターのソフトに関わる部分です。1つはDXセンターへの進出企業の参画促進ということで、企業リサーチや分析、それから企業間のネットワークの形成、あとは誘致イベント等の開催経費になります。それから地域DXコーディネーター、まだ仮称ではありますが、コーディネート業務を行うものを、まだ実際に確定ではありませんが想定として4名ほど採用を考えておりますので、こちらの人件費を考えています。それから、KADOのワーカーにこちらに来ていただきまして、デジタル人材の育成ということで、先ほど説明しました自動運転ですとかMa a Sに関しまして技術サポートができるような方々の育成をこちらで行っていきたいと考えています。来年1年かけてハード整備をしてまいります。サイトの運営ですとか、ソフトで企業誘致に結びつくようなソフト事業

は同時並行で進めてまいります。なお、こちら7,000万円の2分の1は地方創生推進交付金を活用しています。私からは以上です。

○産業政策課長 続きまして、3目木曾漆器振興費の白丸、木曾漆器振興事業ですが、予算書は243、244ページを御覧ください。また、説明資料19ページも併せて御覧ください。上から2つ目の黒ポツ、地場産センター等改修工事は、施設の老朽化に伴いくらしの工芸館及び道の駅木曾ならかわの屋外トイレの改修工事を行うものです。くらしの工芸館は、今年度、設備更新及び店舗部分の改修工事を行ったことから、令和4年度は特に劣化の激しい国道側の外壁のサイディング化ですとか店舗部分の屋根改修、雨漏り等がありますので、そちらの改修を行うこととしています。また、屋外トイレの改築は、国道からトイレ位置が分かるよう配置すると共に、新たに駐車場を12台分確保することで、来店者の利便性向上を図ることとしています。6つ下の黒ポツ、伝統工芸木曾漆器後継者育成事業負担金は、木曾漆器の製造技術等の保存、伝承及び後継者育成を図るため、その技術を習得しようとする者に対して24か月を限度として、奨励金月額2万円を支給するものです。なお、漆器産業の後継者育成は産地の長年の課題でありまして、漆器組合や漆器店などとのヒアリングにおいて従業員を新たに雇用する場合、事業者側の資金面に対する負担が大きいことから、何かしらの支援があれば雇用がしやすくなるというような声も複数いただいたことから、令和4年度からは事業者側に対しましても、雇用した就業者が漆芸学院に通った場合、24か月を限度としまして、月額6万円を補助する制度を設け、産地の後継者確保につなげてまいりたいと考えています。4つ下の黒ポツ、経営アドバイザー業務負担金は、地場産センターの安定的かつ自立した経営が必須であるため、本年度に引き続きまして店舗の現場のマネジメントを含めた経営改善を実行するための負担金です。地場産センターの経営改善状況ですが、今年度から県の観光機構にプロパー職員の育成を含め店舗事業の改革をお願いしているところです。現在の観光機構の体制は、経営改善マネージャー1名を筆頭に事務担当と企画担当を置いているほか、必要な事案は機構本部からスポット的に支援をいただいて活動しています。具体的な取組としましては、まず、店舗マネジメントでデイリー商品の品ぞろえの強化、MD計画を導入し、週や季節ごとに旬の商品などを重点的に販売する管理目標を設定し、販売、仕入れの効率化を図ってまいりました。また、プロパー職員の人材育成も、パート職員を含めた全職員を対象に小売のノウハウの研修を受講してもらい、PDCAサイクルを回しながら職員の意識改革を図っています。このような取組によりまして、経営改善の成果が徐々に始まっておりまして、今年度の店舗売上は12月の改修工事で規模を縮小し営業してまいりましたが、経常黒字が見込まれるような状況となっています。また、来年度の計画では、今年度の店舗売上目標8,000万円に対しまして1億円で設定すると共に、目標を達成すべく今回の改修工事では、農産物や食料品、酒類の販売、売り場面積と商材を増やして売上増加に努めることとしています。説明は以上です。

○観光課長 続きまして、中段以降になります。4目地域ブランド推進事業費、予算額9,570万7,000円は、2つ目の白丸、地域産品ブランド化事業は上から6つ目の黒ポツ、ワインブランド推進事業負担金150万円は塩尻ワイナリーフェスタへの負担金です。次の黒ポツ、地域ブランド推進活動負担金895万円は、地域ブランド推進活動協議会へ負担金を支出しまして地域ブランド製品のプロモーションを効果的に推進するためのもので、特産品の県外PR、ワインプロモーション、商談会等でのプレゼンテーションなどの費用で、大きな事業としては、東京で2年前に開催しました塩尻グランドワインパーティーのように首都圏での塩尻ワインブランド認知度向上を目的としたワインパーティーの経費、ミスワイン日本大会への協賛、首都圏でのアンテナショップでのプロモ

ーション事業、山賊焼きのPR、ワインのBYOの推進などとなっております。次の黒ポツ、シャトルバス運行補助金190万円は、松本山雅のホームゲームの開催に伴うシャトルバス運行及びワイナリー循環バスへの補助金です。松本山雅シャトルバス補助金は、県外からのサポーター及び中南信の山雅サポーターの利便性を図ると共に、市内での交流を促進するもので、リーグ戦17試合中、半分の9試合を対象に補助をしております。私からは以上です。

○官民連携推進課長 その下の白丸、関係人口創出事業です。今年度に続いて2年目の事業になりますけれども、副業人材、この地域において定着していただくために、この地域の課題等を顕在化し、その課題解決に副業人材の方が解決に寄与していただくという事業です。地域おこし協力隊2名の報酬と補助金、それから真ん中の関係人口創出事業の委託料ですが、この3月31日で退任する地域おこし協力隊の横山が同事業等を推進するためNP
O法人を既に設立していますので、副業人材のマッチング等の事業を委託するものです。

その下の白丸、官民連携地域活性化事業2,000万円です。奈良井プロジェクトに関するものですが、2つ事業があります。1つが地域の魅力発信事業ということで、今年度、コロナ禍でなければ開催を予定していたものですが、コロナ禍まん延により令和4年度に開催ということで延期したものです。今年度、予算執行を既にしていますが、精算等をした中で予算執行をして1,000万円戻入をしていただきまして、それをそのまま新年度へ計上するものです。これまでに塩尻市の周辺の環境リサーチや事業者や生産者等の関係の構築、それから企画案、コンセプト案の立案等をやっております。それから、開催するに当たって、どうしてもコロナの対応策というものは今までなかったことをやらなければいけないものですから、そちらの企画も合わせてやっています。もう1つの事業が地域活性化事業ということで1,000万円になりますけれども、総合計画の中でもお示ししていますが、滞在型観光への移行ということで、先にやりました地域の魅力発信事業によって新たな顧客が来た場合において、それをいかに滞在型にするかということの取組を行うものです。ターゲット層をある程度を見込めますし、BYAKU N a r a iもオープニング以降、延べ2,500の方が宿泊に来られています。新しいターゲット層で、いろいろ来ていただいて、奈良井がいいところであるとか前向きな御意見を頂く一方で、どうしても2日間の時間を潰すところがないと言ったら大変語弊があるのですが、どうしたらいいとか、そのような意見があるのも実際です。そのようなものを地域の方々と共有をして、奈良井区にとどまらず、奈良井区以外も含めた形でツアーですとか、共通パンフレット等の作成が、今案として上がっています。主なもの、ツアーとしては木曾漆器組合と連携強化を図るといようなことで、今協議をしています。奈良井に来たお客様が奈良井の中である程度堪能していただいた後に木曾平沢の工房へ行って体験なり見学なりというものが個別にできないかというものを具体的にはやっていますので、そのような事業をここでトータル的にやって企画をしていきたいと考えています。なお2,000万円のうち、2分の1は地方創生推進交付金を活用しています。私からは以上です。

○観光課長 それでは、245、246ページをお願いします。5目観光費、予算額1億3,549万円余ですが、1つ目の白丸、観光総務事務諸経費、予算額607万円余につきまして、下から2つ目の黒ポツ、W i e F iアクセスポイント使用料116万円余は、市内16か所のアクセスポイントの使用料としてテレビ松本へ支払うものです。

2つ目の白丸、観光振興事業、予算額9,751万円余は、8つ目の黒ポツ、地域活性化企業人委託料100万円及び一番下の黒ポツ、地域活性化企業人活動負担金554万4,000円は、観光協会事務局の組織力の強化を図る目的とし、総務省がやっている民間のスペシャリスト人材を活用して地域独自の魅力や価値の向上等につなげ

るためのもので、地域おこし協力隊員の企業版をイメージした制度です。民間企業に所属をしたまま週の半分程度、社員を市で受け入れて観光協会へ派遣しているものです。現在の引受け企業は、観光業界でトップクラスの実績であります株式会社JTB長野支店と委託契約を結びまして受入れを行っています。3年契約の来年は2年目となります。この事業に係る財源は特別交付税措置されるものとなっています。次に、下から4つ目の黒ボツ、観光協会運営補助金8,432万円余は塩尻市観光協会への補助金で、塩尻駅前観光センター内観光案内所及び売店、奈良井宿の宿場内の観光案内所、奈良井駅の中の観光案内を含む管理運営経費を観光協会に委託をしているものです。現在、観光協会の事務局職員人件費などが主なものですが、そのほかにアフターコロナ関連施策としまして、市内宿泊者に対しての割引補助であるしおじり宿泊割、バス旅行等に対する運行費の補助、観光施設や体験施設、土産物店などに使える観光クーポンの発行、市内観光地をタクシーで移動したときに観光地の移動支援事業などを予定していますが、その場、その時期に応じたコロナ禍における観光誘客促進につながる施策を実施していく予定です。予算額は2,500万円を確保してありますが、この財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。続きまして、2つ下の黒ボツ、シャトルバス運行事業負担金289万円余は、奈良井宿と木曾平沢の間にシャトルバスを運行することにより、連続する重要伝統的建造物をより効果的に観光資源として生かしていくと共に、漆器産業の継承、発展を含めた地域活性化に寄与するためのボンネットレトロバスの運行費用です。

次、247、248ページに行きますが、白丸、観光施設整備事業、予算額2,235万円余は、真ん中より少し下になりますが清掃委託料343万円余とあります。こちらは観光センター、それから桔梗ヶ原のサラダ公園、奈良井駅前、贄川駅前などの施設、トイレの清掃委託料などです。2つ下の黒ボツ、みどり湖釣り場・周辺管理委託料400万円余は、有料で運営しています観光施設であるみどり湖、田川浦湖でのヘラブナ釣り料金の徴収、みどり湖花公園周辺管理等の清掃管理をシルバー人材センターへ委託をするものです。

次、249、250ページになります。白丸、広域観光推進事業、予算額955万円余になりますが、3つ目の黒ボツ、信州まつもと空港利用促進負担金は、県が主体の松本空港利用促進協議会や地元主体の松本空港地元利用促進協議会、また松本商工会議所が主体となっている松本空港を利用する会などへの負担金となっています。2つ下の黒ボツ、木曾観光連盟負担金225万円余は、奈良井宿から中津川までの木曾が一体となり東海圏より南の地域からの誘客促進を図るため、広域パンフレットの作成やJR東海と連携した取組などに対する負担金となります。7款商工費は以上となります。

○**委員長** ただいま説明を受けた部分の関連歳入を含めた質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**小澤彰一委員** 242ページをお願いします。先ほどの農林水産関係のところでは本来ならば何うべきことなのかもしれませんが、むしろ市はワインの生産に力を入れています。ここで伺います。ワインのブランド化というか、そういうものを幾つか挙げられていますけれども、実際にブドウ農家が高齢化してきているのと、それから契約しているワイナリーとの間の単価が安いということと、今度、消費税に伴うインボイス、適格請求書、適格請求業者といいますが、その関係で該当する可能性もあるということで非常に農家の方が困っているのと、地球温暖化に伴って、甲州、山梨の甲府盆地がかなり高温化してきていて、信州産のブドウに期待がかかっていると。そういうことからして、どういう見通しを持っているのか、お伺いしたいと思います。御存じだったら、お答えできるようだったらお願いします。

○**産業振興事業部長（産業政策・観光担当）** 農政の関係もありますので、私から相対的に答弁をします。今後の見通しですが、委員の御指摘のとおり、やはりブドウを栽培する農家の高齢化、あと地球の温暖化によりまして、適したブドウが合っていないくて病気がはやってしまう。あと、買取価格、そういったところの諸課題がありまして、さらに加えて、御指摘のインボイスの問題を抱えています。そういった中で、ワイナリーとブドウ栽培農家との関係は良好な関係を築いていただいて、ブドウ栽培農家が栽培を維持できるように季節に合った栽培方法を指導したりとか、より高付加価値の収益性の高いブドウ品種に改植をして、もう少し利益をきちんと農家につなげていく。ワイン産業においてはブドウ栽培が基本ですので、ブドウ栽培がなくなってしまうとワインも作れないので、そこをしっかりと守るような形で現在進めているものと認識をしています。

○**小澤彰一委員** ウスケボーイズという本を読ませていただいて、映画も見て非常に感動しましたけれども、日本酒というのは工業製品、工業加工製品だと。それから、ワインは農業加工製品だと。だから原材料であるところのブドウのよしあしが直接にワインの品質に関わってくると伺いました。ブランド化していくのであれば、ワイナリーに対する補助だけではなくて、一番のベースになるブドウ農家の方々にきちんとした支援をするべきではないかと思います。これは要望です。よろしくをお願いします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**柴田博委員** 同じ 242 ページの一番下、地場産センターの関係ですが、地場産センターの設備は市のもので、運営を指定管理者に任せているのだと思います。ところが、その次のページのところで、経営アドバイザー等が入って経営上のいろいろな業務をしているということで、指定管理に出している。そういう事業に対して市は経営アドバイザーを雇ってやっているという形になるわけですか。その関係はどのような形になるわけですか。

○**産業政策課長** 地場産センターの経営はここ数年の課題ということの中で、過去においても直接的、間接的にアドバイザーを入れるような中で、改善、支援をしてきました。なかなか指定管理自体は施設の管理ですとか文化財の振興等を行っていくという中で、一番弱い部分もある。今回、主に店舗の経営の関係を見ていただくという中において、どうしても指定管理の業務とは切り離すという形になろうかと思いますが、別の側面から財団の基本的な運営体制を見直す必要が今のままではあるということの中で、負担金で県の観光機構にお願いしまして、職員育成も含めてアドバイスをいただいているという状況です。

○**柴田博委員** 今のような形態になる前に、無償譲渡を受けて、やるかやらないかという話のときに、いろいろアドバイザーを入れて検討していただいたということをよく覚えているのですが、今、指定管理者に運営は任せているわけです、指定管理料も払って。その中で、指定管理を受けた事業者が自分の経営として、いろいろ改善するために自分の経費でアドバイザーを雇ってやるというなら話は分かるのですが、市が指定管理料を出して運営を任せているところに改めて別の経費を払ってアドバイザーを雇ってやるというのはどうかと思うのです。例えばですけれども、アドバイザー分なども指定管理料に含めて、半額は市が持って、半額は指定管理されている業者が持つとか、そういうような形での改善が必要ではないかと思うのですが、どうですか。

○**産業政策課長** 確かに御指摘のとおり部分もあるかと思いますが、ただ、コロナになった時点で、指定管理以外でも持ち出しといいますか、財団自体が大分厳しい経営状況になってきてしまったところがあります。本来であれば、御指摘のとおり自らの利益等で改善をしていく、もしくは、例えばプロパー職員を増やして経営をしっかりしていくというところがあるかと思いますが、情勢がコロナ以降変わってしまったところがあるので

すから、どうしてもこのところに関しましては、行政で支援をしないとなかなか成り立たない部分が出てきたということです。

○柴田博委員 これからについては、今、指摘させていただいたことも含めて、市の関わり方については十分検討してやっていただきたいと要望いたします。

○委員長 ほかにありますか。

○横沢英一委員 240 ページをお願いしたいのですが、商業地活性化事業の中で大門駐車場設備改修負担金ということなのですが、まだ建設後、ものすごくたっているというわけではないのですが、どのような状況なのか、お聞かせ願いたい。

○産業政策課長 今回、改修する箇所は、建物のほぼ中央部分の区画になります。確かに、築まだ 30 年ほどしかたっていない部分になりますけれども、表面、路面のところにある程度、コンクリートの伸縮も含まれますけれどもクラック等が入って。どうも原因としましては、そういうところから雨水ですとか、それが鉄筋の中に入って、それで部材の一部をサビ化というか、そのような形にしてしまったと。条件としましては、駐車場の周りはある程度オープンになっているものですから風通しがいいような状況なので、すぐ乾燥等をして、そういった被害は見受けられなかったのですけれども、中央部はやはり風通しが非常に悪いようなところでして、いつまでもじめじめ感といいますか、乾燥しないようなところで、雨水が浸透してサビを発生させてしまったような結果を建築士の方から伺っております。

○横沢英一委員 それでは、構造物等に欠陥というか、当初、予期していないようなことが起きたということではなくて、そんなに大した重要な瑕疵にはならないというようなことなののでしょうか。

○産業政策課長 今回の床板について専門の方に伺う中では、実際、構造体の一部ではあるというお話を伺っています。ですので、今回、対処の関係で、水平合力を確保するために重要な床板、各階の床になっているものですから、緊急的に修理をしたほうがいいのかというアドバイスをもらう中で改修工事を行うということとしています。

○横沢英一委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 直接的に説明はなかったのですが、248 ページのみどり湖のへラブナの釣り場、市道みどり湖線の、いわゆるみどり湖の南側の一番みどり湖東橋に近いところの釣り場の状況というのは御存じですか。

○観光課長 釣り場自体は全てができるように開放してありますけれども、要は、釣れるところ、釣れないところというものがあまして、西側の日が当たるところにお客さんが多く、西側から北、北西方面が多くお客さんが入るということで、今、委員がおっしゃるところの釣り場自体に人はたくさん入っているという認識はこちらはありません。

○赤羽誠治委員 人が入る、入らないの前に、市道からガードレールをまたいで、すごく急なのを、何も設備がないところを下りて行って釣り場まで行かないといけないと、その状況がずっと続いているのですけれども、事故などがあった場合、大変困ると思うし、整備の関係はどのようにお考えでしょうか。

○観光課長 委員がおっしゃるとおり、ガードレールを越えて行っている方、昔、外国人が住んでいたところが空いていまして、車がとめられるようになってしまっているのです、そういった状況があります。実際に、市としましては、もともとの管理棟から釣り場に渡っていくような造りになっていますので、もう少し看板等で注意喚

起をしながら、正規のルートをしっかりとっていただくような形を、これからも案内をしていきたいと思っています。また、釣りの関係者の方々には、再三、その申し出はしてはじめて、また、トイレもその周辺でされるという話も聞いていますので、それも含めて、釣りの団体の方々には申入れを既にしてはじめていますので、引き続き対処していきたいと思っています。

○赤羽誠治委員 状況が分かっているのなら、今言った駐車場の関係も、路上駐車が非常に多いので、カーブであって、急に車が出てくるというような状況もあったり、ほかの方の事故につながったりとか、あるいはガードレールをまたいで行って、落ちれば事故にもつながってくるので、もう少ししっかりお客さんに対する注意喚起や駐車場といいますか、仮にそこを駐車場として整備ができるのであれば、お借りして駐車場にしてきちんととめていただくとか、そういった方策を取ってもらえればと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 244 ページの下から2つ目の関係人口創出事業の中の関係人口創出事業委託料。これは横山さんがNPO法人をつくるということで副業、もう少し具体的にお話をいただければと思うのと、これは高校生起業家教育事業委託とは受けるところが別なのか、聞き漏らしなのか、確認も含めてお願いします。

○官民連携推進課長 委託内容ということで、よろしいでしょうか。

○金子勝寿委員 はい。

○官民連携推進課長 委託内容は今年度も行っておりますけれども、まず、副業人材に関わっていただくための地域の課題の顕在化ということで、地域の課題を洗い出すためにスナバで主に中心にやったり、イベントを開催して、何か困りごとがあったら話をしてくださいということで、まず顕在化をしたのが1つ。それから、首都圏を中心に副業人材がいますので、こちらの募集をして、さっき言った課題の顕在化をしてマッチングを図るものです。特にコロナ禍においては、マッチングにおいてオンラインで結んだりしているものですから、そちらの運営等をやっていたというものが主な委託内容になります。2つ目の質問ですけれども、横山は高校生起業家とはNPO法人MEGURUとしては関わってはいないです。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

ないようですので、7款商工費までの質疑は終了といたします。

本日はここまでとし、明日は8款土木費から審査をいたします。大変御苦労さまでした。

午後3時21分 閉会

令和4年3月14日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印